

平成18年度第1回定例会

八王子市教育委員会会議録

日時 平成18年4月12日(水)午後2時
場所 八王子市役所 8階 801会議室

第 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 8 年 4 月 1 2 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 1 号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する事務処理の報告について

第 2 第 2 号議案 八王子市こども科学館運営協議会委員の解囑に関する事務処理の報告について

第 3 第 3 号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告について

第 4 第 4 号議案 八王子市立学校教職員の措置について

第 5 第 5 号議案 八王子市青年海外派遣基金条例の一部を改正する条例の設定依頼について

4 報告事項

- ・平成 1 8 年度高尾山学園児童・生徒数及び学級数について (指導室)
- ・「はちおうじ出前講座」について (生涯学習総務課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長 (1 番) 小田原 榮

委 員 (2 番) 細 野 助 博

委 員 (3 番) 川 上 剋 美

委 員 (4 番) 齋 藤 健 児

委 員 (5 番) 石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教 職 員 人 事 ・ 指 導 担 当)	岡 本 昌 己
教 育 総 務 課 長	望 月 正 人
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	穂 坂 敏 明
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	小 泉 和 男
学 校 教 育 部 主 幹 (学 区 等 調 整 担 当 兼 特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当)	小 海 清 秀
指 導 室 統 括 指 導 主 事	朴 木 一 史
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	菊 谷 文 男
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (図 書 館 担 当) 兼 図 書 館 長 事 務 取 扱	峯 尾 常 雄
生 涯 学 習 総 務 課 長	米 山 満 明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 林 大 三
学 習 支 援 課 長	井 坂 み どり
文 化 財 課 長	佐 藤 広
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (体 育 館 担 当)	福 田 隆 一
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	伊 藤 文 丸
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	武 田 ヒ サ エ
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	石 井 里 実
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 担 当)	森 文 男
生 涯 学 習 総 務 課 主 査	宮 木 高 一
生 涯 学 習 総 務 課 主 査	三 澤 由 香 理

指 導 室 主 査

新 井 雅 人

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査

志 萱 龍 一 郎

担 当 者

後 藤 浩 之

担 当 者

石 川 暢 人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でございますので、委員会は有効に成立いたしました。

これより平成18年度第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名いたします。よろしく願います。

なお、議事日程中、第4号議案につきましては、議案の性質上、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件につきまして、進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第1号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 それでは、第1号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する事務処理の報告について説明いたします。

本件は、地方自治法で定められました市長の財産に関する権限事務でございますが、この事務につきまして教育長以下の職員に補助執行させたいということで、これは委任及び補助執行とありますけれども、具体的な協議の内容は補助執行の分でございます。補助執行させたいとの市長からの協議がございました。これは、2枚目の3月14日付で黒須隆一市長から八王子市教育委員会あてに補助執行ということで協議の内容が来ているものでございます。この協議に対する回答の事務処理議案でございます。

これにつきましては、関係する公有財産規則等を4月1日から施行する関係で、この教育委員会定例会にお諮りするいとまがなかったことから、教育長において事務処理をしたものでございます。結論といたしまして、承諾というふうにしたところでございます。

この件については、説明をいたしますが、大変恐縮でございますけれども、言葉の定義も含めて御説明したいと思いますので、今お配りしました一枚物の図がありますけれども、

これと後ろの方の第1号議案関連資料というところの3ページに関連法規というふうにございますけれども、この資料と、それから関連法規を両方照らしながら、説明の方を聞いていただければありがたいと思います。

まず、補助執行ということでございますが、これは配付資料3ページの下段の方に地方自治法がございまして、百八十条の二というところで「事務の委任又は補助執行」とありまして、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して」、この委員会というのは教育委員会のこととなりますけれども、協議して、下の傍線がありますけれども、「執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる」ということで、本来的に地方自治法等で、あるいは地教行法で定められている市長の権限を委員会の補助する職員に補助執行させることができるということの規定でございます。

図の方を見ていただきたいと思います。市長部局と教育委員会というふうに図がありますけれども、通常の事務については、市長の権限に属する事務について、左の方の矢印で、市長の指揮監督のもとに、副市長、部長、課長というラインで仕事があります。これ以外に、今申し上げました地方自治法の180条の2に基づきまして、補助執行ということをして教育長以下の職員に、市長、副市長のラインの中に入ることとなりますけれども、そのラインの中に入って教育長、部長、課長ということで、ラインとして仕事ができる。この仕事をするためには、ここに法律の規定がありますように、市長と教育委員会が協議をして、それが妥当であれば、あたかも市長の補助職員のように仕事をするのが補助執行ということになります。

本件につきましては、そういった補助執行を行う上で教育委員会と市長が協議が必要なことから、事前に協議があつて、それについて4月1日に間に合わせる関係で、一応承諾ということを確認したことになります。

このことについて、財産の関係の事務に照らして御説明したいと思います。下の方の財政関係事務フローをごらんいただきたいと思います。これも3ページ以降の条文と合わせながらごらんいただきたいと思いますけれども、まず初めに、教育財産の取得というのがございます。これは、現在でも補助執行ということで、既に市長から補助執行で教育委員会の職員が行うことになっております。

3ページに関連法規の一番上のところにありますけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という中で、第二十三条の二のところに「学校その他の教育機関の

用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事」というのは、市長権限ではなくて教育委員会権限とされているものでありまして、取得の後管理していくのは法律に基づいて教育委員会の権限であり、教育委員会の責任に基づいて行うということになっております。

その下、二十四条のところ、「教育財産を取得し、及び処分すること」というふうになっておりまして、この教育財産の取得は市長権限ですが、ちょっとくどいように申しわけないんですけども、既に現在の補助執行規則の中で教育委員会の職員で補助執行しているというものでございます。

これについては、今現在決められているというのは、4ページの補助執行規則がございます。4ページの上のところに「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」というところで第3条がありまして、第9号、ちょっと太い字でありますけれども、「教育財産の取得、交換及び貸借に関するもの」ということで、地教行法で定められている市長の権限は、既に現行の規則の中でも取得、交換、貸借については教育委員会の職員が補助執行することになっているということでございます。

これは通常、例えば学校を財産として管理する、それから機能を維持するために管理するというのが教育委員会の権限でございますが、この図の方に戻っていただきますと、これを例えば学校の廃止、廃校にしたというような場合で、用途廃止になった場合にはどういう形になるかと申しますと、市の公有財産規則、4ページの下から続いておりますけれども、5ページの公有財産規則第7条のところ、「主管部長及び教育委員会は、その所管に属する行政財産の用途を廃止した場合は、直ちに当該財産を財務部長に引き継がなければならない」ということで、通常は用途廃止した後、普通財産の方に用途変更いたしまして、普通財産として財務部が管理していくというのがこの図に書いてあります。これが原則であります。

ただし、その後に、7条のただし書きがございます。「次に掲げる財産で、市長が必要と認めるものについては、引き続き当該主管部長又は教育委員会に管理させることができる」ということで、第7条については、1号から4号に限定したものについてだけ管理することが教育委員会ではできるといふ、これは現行の規則であります。

もう1つ、関連する条項として、4ページの公有財産規則、一番下の方ですけども、第5条に、「普通財産の管理及び処分に関する事務は、財務部長が行うものとする」。2項で「前項の規定にかかわらず、市長は特別の理由があると認める普通財産について、主

管部長にその管理及び処分に関する事務を行わせることができる」ということで、第7条は特殊な場合に教育委員会が管理することができるということがありますけれども、それ以外の場合で、なおかつ教育財産の管理の継続の中で、引き続き普通財産の管理を教育委員会が関係する所管がした方が好ましいという場合について、この第5条の規定のままでは教育委員会職員ができないという規定になっております。

図の方に戻っていただきますと、そこで、新規の補助執行として協議があった部分でございすけれども、普通財産の管理と、それからその先の処分について、新規に補助執行の協議をもらったというところでございます。

この協議の内容について、事務局の判断といたしますと、こちらの文書の1号議案の関連資料のところにも書かせていただいておりますけれども、現状でも学校関係等で普通財産として管理しているところがございます。合理性もあって管理しているというのが、第1号議案関連資料というペーパーがございますけれども、その裏面に4番というところで、「現在教育委員会職員が事実上管理している主な普通財産」とありますけれども、主なものとして、浅川小学校旧案内分校の土地・建物ですとか、教職員の住宅跡地とか、由井中学校に隣接する土地というふうなものを教育委員会が事実上管理しているということで、これは実を言うと、こういった規則の裏づけがない形で事実上管理しているものでございすけれども、これを規則上でもきちんと法令上の根拠を与えるということ。

それからもう1つは、処分に至る場合、教育委員会職員がかかわった方がいい場合もあるということで、第5条の特別な事情があるというところで、教育委員会職員も管理ないし処分が担当できるような規定にしていこうというものでございます。そういったことから、特に教育財産の管理から最終的な処分のところで、そういった場合も想定できるということから承諾したというものでございます。

説明は長くなりましたが、以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

この件に関しまして、まず御質疑ございましたら、お願いします。説明が御理解できましたかどうか。はい、どうぞ。

齋藤委員 内容がかなり複雑ですので、ちょっとお伺いしたいのは、今、私も前にいただいた資料を事前にも見てみたんですが、こんなことで何かこの件を話し合った経緯はありますか。

望月教育総務課長 ありません。本当に事務処理上のことが1つございます。それから、

この件について担当する財務部と相当事務的に詰める作業が、協議をいただいてから年度末いっぱいぎりぎりまでいったという、そんな経過もございまして、そうした形で事前に教育委員さんの方に情報提供するということはちょっとできなかったということで、申しわけなく思っております。

細野委員　お金のことについて少し聞きたいんですけども、教育財産として入っているときの管理のコストというのは、教育委員会の予算で出るんですか。

その次がまだあって、用途廃止になって、今度新規の補助執行で普通財産の管理になりました。ただし、これは教育委員会でやりますというのが、さっきの2ページ目のところの3つの事柄があるわけね。浅川小学校どうのこうのとか、その下草刈りとか、管理などがありますよね。そういうものの予算も教育委員会でやられるのか。

最後、処分しました。それは、教育委員会に資産という項目があるかどうかかわからないけれども、これは自動的に財務部の方にお金は行ってしまおうのだろうか。そうすると、少なくとも教育委員会の予算は幾らあっても足りないんだけども、用途廃止になって、新規補助執行をやったときの普通財産管理のコストというものを教育委員会からの予算として引き続き持たなきゃいけないのかどうなのか。そのあたりのことをどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

望月教育総務課長　これは、教育委員会の予算という言葉はどういうふうに定義づけるかということになるんですが、関連法規「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の第3条で、第1号と第2号、予算に関する見積書の作成とか、配当を受けた予算の市負担行為及び支出命令に関することも含めてなんですけれども、予算の編成権と予算の執行権、予算をどういうふうに編成するかというのはもともと市長権限で、教育委員会の事業にかかわる予算自体が市長の権限でやっているということがありますので、教育委員会が予算を持っているという関係にはもともとないということはありません。

ですから、普通財産の管理をするというの、教育委員会の事務局職員が行うんですが、それに対するコストというのは、それ以外のすべての予算を含めて全部市長の方の権限で編成し、執行しているということにはなりません。処分についてももちろん同じことということになります。

細野委員　わかりました。

小田原委員長　ほかに何かありませんか。

よくわからない部分もあるんですけども、なぜこれが出てきたかという、八王子市公

有財産規則の第5条の問題だけなんじゃないかなという気がするんですよ。あとは地方自治法と地教行法でもって規定されていることだから、こんなことしなくたって、この5条を変えるだけで、5条というか、公有財産規則を変えるだけで済む話じゃないかと思うんですが、いかがですか。

望月教育総務課長 一方の公有財産をどのように管理するかという方の規則はそのとおりです。ただ、一番後ろの資料、公有財産規則新旧対照表で、「新」のところでは5条とありますけれども、ここの5条の第2項で、「課長にその管理及び処分に関する事務を行わせることができる」ということで、「課長」となっていて、実はこの「課長」という言葉が、第1条で定義づけをしまして、その定義づけの中に補助執行規則で「担当することとなる課長」も含めて「課長」というふうに改めて定義をし直したということで、今、小田原委員長おっしゃるように、公有財産規則としては、定義も変えましたが、この5条で十分足りるということになります。

ただ、市長権限のものをまさにこの教育委員会で管理している職員にやらせるためには規則を定めて、この公有財産の規則だけでなく、事務の執行そのものについて規則上定めて、執行体制としての規則を決めておかないとできない。これは車の両輪みたいなものなんですけれども、もう一方で、関連法規の資料の2ページの第3条に加えることをしないと、執行体制としては整わないということで、両方定める必要があるということです。

小田原委員長 第2項の9号を入れなくたって、第2項で本文の中で言っちゃっているんじゃないですか。だから、そんなのはわざわざ入れる必要はないんじゃないのか。市長の権限に属する事務の委任及び補助執行規則ところの第3条を変えなきゃいけないという今のお話ですよ。だけど、その第2項は「教育委員会事務局職員並びに教育機関の職員に補助執行させるものとする」と言っているわけだから、第9号をわざわざ入れなくたっていいんじゃないですか。

1号から8号の中に教育委員会の所掌する財産ということは読み取れませんか。

石川教育長 要するに、処分が入ったというだけの話でしょう。だから、戻すことができるわけでしょう。

望月教育総務課長 できません。教育財産については処分が入っただけです。普通財産そのものについては、第7条の限定つきのものしかできなかったということです。

小田原委員長 齋藤委員が最初に質問したのは、お話がなかったけれどもというのは、わ

かりましたか。今までもやっていることだから、わざわざこの中に書かなくても、文章を整えるだけだということでしょう。

望月教育総務課長 それはあります。

小田原委員長 既に行っている部分は混乱しないようにやると、それだけの話なんでしょう。

望月教育総務課長 はい、それだけです。

小田原委員長 では、ご意見ございましたら。

齋藤委員 今回の小田原委員長の話で半分話が伝わったようなところもあるかもしれませんが、この1号議案の資料が届いたのが月曜日、おとといですね。それから後一生懸命読んだんですが、正直言って、私、今回の議案の中で1号議案と5号議案が何となく理解できない。特に1号議案は、読んでも読んでもよくわからなかったというのが、済みませんけれども、私の能力が足りなかったのかもしれませんが、何を言いたくて、どういうふうになるのか。感覚的には、この改正をすることによってかなりフットワークがよくなるんだらうとか、流れがよくなるんだらうな、そのあたりの改正なんだらうという感想は得ましたけれども、完全に理解することがちょっと私には苦しかったです。

それで、意見として言わせていただきたいのは、定例会で話し合う内容というのは、いろんな内容が本当にたくさんありますよね。少しやっぱり整理する必要があるんじゃないか。このあたりの1号議案の内容というのはかなり専門性を有する話であって、私のような一般市民が一生懸命これを読もうとしても、法的な内容になってきますので、その文言をどういうふうに変えるかどうこうということになってくると、是か非かと言われても答えようがない。それから、やはりこれを聞きますと、これはあくまでも事後承諾した報告事項になっているわけですね。もう少しまいやり方があるんじゃないかなというような気がします。

どうしてもこのやり方でいかなければならないのであるならば、もっと早く資料を下さい。やはり毎度言っていることですけれども、時間的にしようがなかったということ、先ほど望月さんも最初におっしゃっていましたが、私がこの内容を本当にかみ砕いて徹底的に勉強しようとしたら、ある程度専門家の方々にご意見をお伺いしに行ったりとか、やっぱり勉強する時間がないと、意見を述べられないというのが本音としてあります。私、月曜日に資料をいただいても、自分の中で一生懸命読んだんですけれども、ちょっとやっぱり理解しにくかったなというのが本音です。

ですから、こういう姿勢のまま続けるのであるならば、やはり資料配布ももっと何とか

早くいただきたい。それから、やはりこういう時間帯しか設けられないのであるならば、定例会にかけるべき内容なのかどうかというところを少し整理する必要があるんじゃないかなという感じを受けております。

細野委員 僕は意見。国もそうだけれども、審議会のときに重要な要件というのはまず説明に上がるんですよ。僕らは5人でしょう。もしあれだったら、手当てしてもいいから、事前に説明してほしいんですよ。あるいは懇談か何かで結構詳しくやった方がいいかもしれない。齋藤委員も言っているように、これはちょっとよくわかりにくいですよ。何でも今まで原則というやつをわざわざ教育委員会の方におろして、新規補助する必要があるのかどうなのか。余り財務部長のところにいるんな事項が持ち込まれると後回し後回しになっちゃうから、現場のところでもわかるようにしましょうという話でしょう。違うんですか。

望月教育総務課長 そういう要素もあります。

細野委員 そういうことでしょう。そのための規則がなかったから、それをつけ加えますよという話じゃないですか。そんなことは30分もやればわかることですよ。だから、もしあれだったら、事前説明みたいなのが必要なものは、あらかじめ事前説明する。あるいは僕らに来てもらってもいいと思うんですよ。皆さんが来るのが大変だったら、それぐらいのことは国の審議会ではやっているんだから、ぜひやってほしいと希望しますけれども、でも、人が足りないかな。

小田原委員長 さっき補助執行のフローチャートの説明の中で、妥当であれば、この補助執行をこの点線の中だけでやりますよという話が出て、この妥当であればというところの判断をだれがどういうふうにするのかと考えていく必要がある話になるわけね。その妥当であればという判断でこういうふうに行っているわけですよ。だから、説明に上がれと言ったけれども、上がる時間もないし、そんなことをしなくても、きょうの説明で多分御理解いただけたらろうという、そういう判断だと思うんですよ。そうじゃないんですか。

石垣学校教育部長 今、齋藤委員、それから細野委員からいろんな御指摘、御意見をいただきましたけれども、私も来たばかりでこういうことを申し上げるのは大変申しわけございませんけれども、その趣旨については十分理解したつもりでございますので、議案の提出の部分について内容を吟味した上で、この議案の内容が適切に説明できるような形で、適切な形で事前の部分で対応できる部分があれば対応すると、これからの議案提出の手続を踏んでいきたいなと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

細野委員 ちょっと質問ですけれども、このフローチャートは事前に配ってあったんです

か。

望月教育総務課長 いえ、今です。申しわけありません。

細野委員 こういうのを配るとわかりやすいかもしれない。説明を簡略化したりして理解ができるように。我々もわからないことがたくさんありますから、議事をちゃんと進めて、実質的な議論をしたいと思いますから。

石垣学校教育部長 事務改善というか、やっていることを追認ということで整理させていただくことでございますので、そこら辺についてちょっと配慮が足りなかったというふうに思っておりますので、今後の部分の中では十分気をつけていきたいと思います。

細野委員 いや、二、三年前よりずっとよくなりましたよ。

小田原委員長 二、三年前と同じですよと言えればいいじゃない。私は、変えなくてもできると思っていたけれども、そんなに変わった話じゃないなと思います。

川上委員 だから、実際に携わる人にとっては、こういうものがあるということは通常な仕事であるというふうに思いますし、迷わないで済む。それから、それはもう事務の合理化につながりますので、その点ではそのようにこれを資料として基本適用していただきたいと思います。

細野委員 もう1つ、やはり市長部局と教育委員会と組織が分かれていることの意味。そうすると、これは教育委員会の権限なんだよという形で、改めて処分されている財産についても管理をしていくことができる。これは非常に大きな意味があると思うんですよ。そのところをやっぱり皆さんは御理解なさっていた方がいいということを少し御要望したいと思います。

小田原委員長 先ほどの繰り返しになりますけれども、妥当であればの判断を自信を持っていただければ、私としては結構と思いますよ。

ということで、第1号議案については、御提案のとおり御承諾いただいたということで御了承いただきたいと思います。

小田原委員長 次に、日程第2、第2号議案 八王子市こども科学館運営協議会委員の解嘱に関する事務処理の報告について、議題に供します。

森生涯学習スポーツ部主幹 第2号議案 八王子市こども科学館運営協議会委員の解嘱に関する事務処理の報告についてでございます。

八王子市こども科学館協議会委員のうち、市内に設置された学校の長として選出されて

おりました松が谷中学校長藤森哲氏から、人事異動に伴い八王子市こども科学館運営協議会委員を辞退したい旨の届け出がありましたので、これを適当と認め、本年3月31日付で教育長において事務処理をしたものであります。

なお、後任の委員につきましては、さきの教育定例会において御説明させていただきましたが、生涯学習スポーツ部の審議会等のあり方を現在進めておる中では、状況の中で後任については選出を行わないことといたしましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

小田原委員長 こども科学館の説明は終わりました。

本案について御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御質疑はないようでございます。

本案についての御意見がございましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、特に御意見もないようでございますので、第2号議案についてはこのとおり承認するというところで決定いたします。

小田原委員長 日程第3、第3号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告についてを議題とします。

教育総務課から御説明をお願いします。

望月教育総務課長 この議案につきましては、教育委員会事務局の管理職に関する人事でございますけれども、権限委任に関する規則の規定に基づきまして、教育長において別紙のとおり事務処理をしたところでございます。

まず、部長級でございますが、坂本学校教育部長の転出ということが1番目に掲げております。

次に、西野参事の方が定年退職に伴います市長部局への転出、出向というふうになっております。

第3番に、坂本部長の後任として石垣繁雄がこちらに着任というふうになっております。

第4番でございますが、西野参事の後任といたしまして、峯尾常雄がこちらに着任しております。

それから、次長級でございますが、生涯学習総務課長米山満明が兼ねて生涯学習スポー

ツ部次長を命ずるということで、次長の兼任ということでこちらの方に記載しております。

それから、課長級でございますけれども、学校教育部主幹の鎌田が総合政策部の方へ転出してあります。

それから、生涯学習スポーツ部スポーツ振興課長の山本が市長部局市民部の国民健康保険年金課の方に転出してあります。

2番の山本保仁が子ども家庭部の方へ転出してあります。

それから、高橋敏夫学習支援課長が国民健康保険年金課の方に転出してあります。

それから、生涯学習スポーツ部主幹（図書館担当）の柳田実が水道部配水課の方に転出してあります。

5番につきましては、鎌田主幹の後任として穂坂敏明が着任しております。

6番は、穂坂の後任として萩生田孝が施設整備課長の方に着任しております。

7番でございますが、山本保仁課長の後任として小林大三がスポーツ振興課長の方についてあります。

それから、高橋敏夫課長の後任といたしまして、井坂みどり在学习支援課長についてあります。

9番でございますが、柳田実の後任といたしまして、八王子市図書館主幹として伊藤文丸が着任しております。

それから、今年度新規に設置いたしました指導室の統括指導主事に朴木一史を任命しているところでございます。

報告については以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案について御質問ございますか。

齋藤委員 ちょっと1点教えていただきたいんですが、私もこういう教育委員なんていうのにならなければ、全くこういうことに携わることなく、知らない内容ではあったんですが、こういう人事というのは本人にはいつごろ、どういうふうには知らされるんですか。

望月教育総務課長 3月28日に決定をいたしまして、28日に内示ということで本人の方に通知いたします。

小田原委員長 任命権者が違うので、教育委員会の職員についてはこういう形をとっているわけですね。

では、何か御意見ございますか。

齋藤委員 私などが意見を言ったところでどうにもならないことだとは思いますが、一言つけ加えさせていただければ、やはり公務員の方々の仕事の中にもいろいろなお仕事があるということはわかります。いろんな職種があるわけですから、事務方から現場に出なきゃならない方からいろいろなお仕事があって、それが今のお話でも、3月28日に内示を本人に伝えられて、4月1日から既に異動になって、すぐその仕事を始めるわけですよ。

前にも小田原先生が、それは仕事なんだからしょうがないんだ、何でもぱっとやれなきゃしょうがないんだというようなお話もあっていることもわかるんですが、やはり例えば教育委員会ですとか、福祉の問題ですとか、非常に専門性を帯びている仕事というのはやっぱりあるかと思うんですよ。それはずっとそこにいればまたいろんな弊害もあり、いろんな問題点が出るということはわかるんですが、何かもう少しうまいやり方というのはないのかな。非常に御苦労だなというふうな感想はあります。

我々民間から考えますと、感覚的に見ると全然違う仕事に転職するようなイメージですよ。もう少し何かうまい方法はないのかなというふうに感想的には思います。

小田原委員長 僕は全然そういうふうには思わないですよ。全く違う職種に変わるわけじゃないんですよ。公務員から齋藤委員のところまで仕事をしなさいというのとちょっと違うんですよ。

だから、これで大変だという人がいたら、私はやめてくださいと、そうなると思いますよ。市民は待っているわけだから、すぐ対応していかなくちゃいけないわけですよ。

細野委員 そういう人材をとっているはずなんです。

小田原委員長 皆さんはそういう方々だと私は信じて疑いませんから。

細野委員 そもそも議論することではないと思う。

小田原委員長 と思いますけれども、いかがでしょうか。

非常に力強いお言葉をいただいたと思いますよね。もう議論する話ではないと。

では、よろしく願いいたします。

小田原委員長 それでは、日程第5、第5号議案 八王子市青年海外派遣基金条例の一部を改正する条例の設定依頼についてになります。

第5号議案について御説明願います。

米山生涯学習総務課長 では、第5号議案 八王子市青年海外派遣基金条例の一部を改正

する条例の設定依頼について御説明します。

説明に入る前に若干経過を説明させていただきます。基金の設立については、昭和48年、市内の篤志家が1,000万円の寄附から始まりまして、49年3月に八王子の青年海外派遣基金条例ということで、青年の海外派遣ということで条例設定して、指定寄附を受けております。現在は、1,000万円の寄附に加えて、約3,900万円その後寄附がありまして、4,977万円の寄附がございます。

派遣の経過でございますが、昭和50年度に10名派遣しております。それから、平成5年度まで約9回、90名を海外に派遣しております。9回のうち8回は海外青年交流財団という財団の中の団員の一部として派遣されました。最後の平成5年だけは、イギリス13日間行ったのは八王子独自で団員として派遣されております。

以上が基金の活用の状況の概要でございます。

それでは、今回の改正の内容について宮木課長補佐から御説明します。

宮木生涯学習総務課主査 改正の内容といたしましては、まず派遣の対象を青年から青少年に拡大するというところでございます。それに伴いまして、条例の題名も八王子市青年海外派遣条例から八王子市青少年海外派遣条例に改めるものでございます。

また、基金の処分について、運用収益の限度であったものを基金の原資も含めてそういうふうにできるものとして、同時に、基金として積み立てる金額を一般会計歳入歳出予算で定めるものとするものでございます。

改正の理由といたしましては、今、経過の方で説明が若干ございましたけれども、篤志家の寄附により設立したものでありますが、基金による事業は運用収益が少額となったため、それが主な理由で、現在12年間休止状態にあります。この間、経済とか社会のグローバル化が急速に進んでおりまして、より早い時期、青年ではなく、もっと早い時期から外国の文化を理解したり、日本の文化を紹介したりすることで、国際的視野を持った青少年の育成を図るということでございます。

また、基金の運用収益が限度の事業実施では、現在低金利がずっと続いておりますので、事業の実施自体が不可能となっております。現在、基金原資以外では利子が約270万円ですので、1回派遣すればもう収益の部分はほとんどなくなってしまうという状況でございます。

ただ、事業を実施しなければ、寄附者の意思も実現できないわけございまして、運用収益だけでなく、処分可能とすることで、ある程度継続的な事業の実施を可能とするもの

でございます。また、基金の積み立てた金額を一般会計歳入歳出予算で定めるということは、一般財源も積み立てることを可能にするということでございます。

改正案としましては、2ページ目の新旧対照表をごらんください。まず条例の題名、八王子市青少年海外派遣基金条例の「青年」を「青少年」に変えるということです。

第1条の「青年」の、また「八王子市青年海外派遣基金」の「青年」部分は「青少年」に改めるものです。

第2条は、第1項は全面的に改めまして、さらに第2項として、「指定寄付金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする」を加えております。

次に、第6条の中で、現在、現条例の「基金の運用から生ずる収益の限度において」というものを削除して、改正するものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長　ただいま生涯学習総務課から説明がありました。

本案について御質疑はございますでしょうか。

細野委員　半分意見かもしれないけれども、これを出すときに、この基金条例の目的をここに出しておいてほしかったな。4,977万のうちの1,000万でしょう。5分の1ですよね。

川上委員　最初はでしょう。

米山生涯学習総務課長　はい。それからはこの基金条例によって寄附いただいています。

細野委員　だから、この条例の目的ということを聞きたかったというのが1つあります。

2つ目は、この処分ということの意味がどういうことなのか。それから、一般会計歳入歳出予算に計上して積み立てるということがどういう意味なのか。そのあたりのことを説明してほしい。

米山生涯学習総務課長　当初、海外派遣基金条例の設定の目的としては、国際人としての知識と感覚を習得するために設けるといふ形になります。特に外国青年との親善交歓、あるいは団体生活の規律、これはもう当然の話なんですけれども、海外に行くことによって国際的な感覚の市民を育てるといふのが目的でございます。

それから、処分でございますけれども、処分の意味というのは、海外派遣基金というのは、要するに指定寄附で寄附金をいただいております。それについては、今の前基金ですと、あくまでも果実のみという形になっておりますけれども、その指定寄附した寄附金そのものを含めて使えるという形の処分でございます。

それからもう1点は、一般財源を組み入れるという形ですけれども、当然のことながら今果実が少ない中で、当然その資金を取り崩していくわけですね。その中でやはり寄附者の意図と、それは、将来的に海外派遣がいいのかどうかは別にして、当然基金がゼロになることがあります。それを基本的にはまだゼロにしないためには、将来20年、30年先になるかわかりませんが、一般会計から繰り入れることによって、寄附をいただかなくてもこの条例そのものは、ゼロになると条例は必要なくなりますので、当然ある程度金を基金として残しておくために一般会計から繰り入れるという、保険みたいな形で一般会計から入れられるという形をとっておりました。

細野委員　ごめんなさい。いいですか。1ドル360円時代で、まだ海外に行く人がとても珍しいときに、海外の知見を若いときからつけさせる。とてもいい目的だと思うけれども、今そんなことはどこでもやっていますよ。それをわざわざ税金を使う必要があるのかどうなのか。

どういことを言いたいかというと、八王子も国際化ということをして1つの目玉にしている。地方自治体自身も直接外交というようなアクティビティーはやっぱりこれから必要なんです。そういう国際化というような戦略の中で、これをどういう形で位置づけるかということがなければ、一般財源から組み入れるなんていうことは私は反対だし、これは全部処分して、ゼロになったらやめちゃえばいい。こんなアウト・オブ・デートな目的だったらね。

改正の理由のところ。「海外訪問経験の機会の少ない青少年を海外へ派遣し、国際的視野を持てるように育成する」。それで何が役立つの。これでどういうことをやりたいの。何を目的として、どういうことをねらっているのか。それがわからない。

とするならば、八王子の国際戦略の中でその事業というやつをどういう形に位置づけて、したがって、これは一般会計からの繰り入れとか、そういうことが必要なんですという話だったら、私はわかる。そうでなければ、こんなものは要らないというのが私の結論です。

米山生涯学習総務課長　海外派遣については、基本的にはその意図、目的がなければ意味がないというのは十分委員さんの意見はわかります。それで、今、市としては、国際化の関係で今海外と友好都市を何市か結ぼうとしている形ではあります。

その中で、私どもとしては、どこへ海外派遣したらいいかという中では、私どもとしては、若い世代に友好都市との交流で国際感覚を結びつけさせることが、現段階で一番いいのかなとは考えております。ただ、これは今後、市長部局に海外支援デスクができますの

で、当然きちっとした考え方に基づいて意見交換しながら、派遣先、派遣の目的、そういうものは定めていきたい、考えていきたいと思っております。

小田原委員長　そういうことを言っちゃだめなんですよ。そういう話ではないんだよな。

齋藤委員　要は、これを平たく読んでみますと、つまり11年間もずっと使えずにいた寄附行為があったお金があるわけですね。それが、いろんな規則のために今そのお金が使えない状況にある。うまくそこを改めていかないと、規則を変えていかないとうまく運営できないという状況にあるというふうに私は思っているんですが、そこまでの解釈は間違っていますか。

つまり、使える規制がいろいろとある中をもう少し広げて有効利用しようという考えのものの改正だというふうに思っているんですが、もしそうであるとするならば、それはもう細野先生もおっしゃっているけれども、私は、枠を広げて有効利用することそのものはいいと思っております。ただ、何に使うがために改正をしていって使っていくのか。どっちが先なのかというような話なんじゃないかなというふうな、とりあえずまず使えるようにしてから、後からいろいろと考えようというふうにちょっと聞こえるんだけど。

小田原委員長　そうじゃない。

齋藤委員　そうじゃないんですか。

細野委員　ちょっといいかな。私が言いたいことは、今、新旧対照表があるでしょう。変える部分は、「青年」を「青少年」にする。そこはいいとしましょう。それと、6条のところ、「基金の運用から生ずる収益の限度において」というやつを処分までも含めるという形ね。ここもいいんですよ。それを前提としては、この事業というものの目的が限定されているんだったら、限定されているというのが条例のどこかにあれば、だから、さっき目的の話をごここに入れておいてほしいと言ったわけですよ。そこまでは私も条例の中での目的が縛られているなら、それはそれでいい。オーケーです。

ただし、ここの第2条に「基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める」と書いてあるじゃない。ここは反対だと言っているわけです。なぜ反対かということ、この事業の目的自身がもう時代おくれではないか。八王子全体の国際戦略から考えたときに、こういうところに予算をそのままつけるということがいいかわからない。こういう主張なんです。わかりました。

米山生涯学習総務課長　はい。

望月教育総務課長　この新しい条例案の2条の「一般会計歳入歳出予算で定める」という

のは、実は本当はここで定めなくても自治法の中で決まっております、例えば寄附金があって、それを積立金ということで支出するという行為自体は、歳入歳出予算に計上しなければいけないという地方自治法上の規定がありまして、基金の中で自然に増減することではなくて、その動きについて歳入歳出の予算の中で、それを総計予算主義と言っているんですけれども、それであらわさなきゃいけないということになっている。それをこの条例の中で改めて規定しているということではあるんですね。

だから、いずれにしても、予算として例えば置いておく金額というのは、積み立ての額はあらかじめ定められませんから、任意の額を多分置いておくことになると思いますけれども、いずれにしる、一般会計の中に設定しておいて、出し入れがあったときに一般会計の歳入と歳出で経理をするという役目を持っていますけれども、それを条例でもう一度うたっているという条項ではあるということだと思います。

細野委員　しかし、ここに「処分する」と書いてあるじゃない。事業を執行するときその会計からは出せないというときに、基金からこれを今出せないんだから、では一般会計から補てんしましょうと、こういうスキームの話にされるんでしょう。

小田原委員長　処分の話が違うでしょう。

望月教育総務課長　それはまた違います。

細野委員　違うでしょう。

小田原委員長　だから、細野委員が言う処分と、説明にある処分と同じというふうに見ていいの。

細野委員　違う、違う。彼が言っているのは処理なんですよ。一般会計から処理している。それとは違うんですよ。

川上委員　私たちが一般に考える処分という意味と、ここに載っている法律用語の処分と違うと思うんですね。そここのところをよく理解しなければいけないと思います。今は果実でなきゃ使えないから、これが使えない。このことを使えるということ、それだけのことですよね。はっきり言うとね。

望月教育総務課長　そうです。処分というのは。

川上委員　だから、今、齋藤委員もおっしゃったんですけれども、お金があるからやっているんじゃないくて、この海外派遣ということに意義があるからやっているわけですよ。その意義あるということをするためにどうしたらいいかという方法を、方法と言ってしまうのはおかしいですけれども、こういうふうにすればこういう事業ができるという事業の意義

を、後の方から出ていました友好都市との何とか、それが八王子市にとってどうであるかということまでを見なければ、それこそ細野先生のおっしゃる一般会計までをつぎ込む事業ではなかろうと。でなければ、今ある4,000万幾らかを処分して、それがなくなるまでやって、それでもまだ続ける意義があるならば、そのときに考えればいいんじゃないかという細野先生の意見だと思うんですね。そのところをやはりよほど理解していないといけない。

もしこういうふうにおっしゃって、こういうところへお出しになるのであれば、その意義をまず最初に言うべきだ。11年間やっていなくて、どこが不足で、どこがどうなったかということがあって、初めてもう一回始めたいと、始める意義があるんだということをお話しただけならば、多分すぐにすんなりと理解できることになるんじゃないかなというふうに思います。

小田原委員長　これは特別会計でやっていたんでしょう。歳入歳出に関係なくやっていた話なんですよ。そうじゃないんですか。ここで一般会計歳入歳出予算に計上するとわざわざうたっているというのは、そういうことですよ。

宮木生涯学習総務課主査　必ず事業を行うときには予算に計上して、その財源としてこの基金から持ってきております。

小田原委員長　基金から取り込んで、歳入に入れて、支出を歳出にすると。それで、今度歳出のところにそういうのが出るというだけの話であって、だから、これは今議論をやっているんだけど、条例そのものに、基金もそうなんだけれども、例えば6条に「基金の目的である」とあるのに、この条例の中に目的の規程がないのね。それが細野委員の言っている目的と川上委員の言っている目的と合致するかどうか別にして、目的ももうちょっと明確にして、それがきょう示されている理由の中の国際的視野を持てるように育成を図るというだけではなくて、市として国際的戦略を展開している中でどう位置づけるかというのが入らないと、やっぱり市の歳入に組み入れる意味はないんじゃないか。

だって、今は幼稚園の子どもたちだって海外に行っているんですよ。公立の小学校に入ると途端に行けなくなるわけですよ。私立の小中学校や高等学校は結構な数が海外に行っているわけですよ。だから、そういうところを考えたときにどう考えるか。目的の中にどういうふうなことが入ってくるのかということで、これは5号議案という形で出ているんですが、ちょっとお諮りしたいんですけれども、再提出するということは可能なんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　　ここでこの議案を出す理由は、先ほど課長の方からお話ししましたように、八王子市で中国、それから台湾、韓国の都市と姉妹友好都市を結んで、行政ベース、あるいは民間も含めて、これからまた友好都市の発展を目的にそういう事業を市の方で実施いたします。

我々教育委員会といたしましては、青年という中で同じような事業を従前実施していたわけですが、今、皆さんの議論の中にあつたように、なかなかもう青年というだけでは、20から27歳というのを私どもの方では青年と位置づけて実施しておりましたけれども、青年については一般化しているという中では、小学生を含めて高校、大学までの年代を範囲をまず広げて、市の事業とあわせて、子どもたちの中からもそういう国際的視野を含めて友好都市をはぐくむということが1つの目的でございます。

それから、その資金の点でございますが、従前、平成5年までは利息が5%とか6%という中で、果実で隔年で実施ができたという経過がございます。ところが、最近の低金利になりまして、この果実を当てにしたのではこの実施ができないということもございますので、篤志家からの寄附の趣旨を尊重いたしまして、友好都市という事業の中に組み入れて、私ども、隔年で基金を処分しながら実施をしたいというのが内容でございます。

今、細野先生がおっしゃったように、一般の税をこの中に投入するということにつきましては相当慎重に、また議会等の意見も聞きながらやらないといけないと思いますし、当面、200万程度の資金ということであれば、半分基金を処分するとしても、20年間ぐらいいは対応できるという長期的な視野を持ってやっているわけです。ですから、市の事業とあわせて実施をするということでございますので、できれば本日御理解いただければ、事務处理的には大変助かるというところでございます。

小田原委員長　　これは、そういうことからいえば非常に不備なんだよね。だから、継続審議にして、次回15日で間に合うのかどうか。間に合わなければ、細野委員はだめだと言っているけれども。

細野委員　　だめというよりも、少し附帯条件をつけたい。今、部長が何か説明なさったでしょう。国際的な視野をつけたい。それではもう遅い。国際的視野がある小中学校を送って、彼らを親善大使みたいな形で、八王子はこういうところだよという下命を受けさせて、情報を伝える。それぐらいの人間を送るんだったら、僕は一般会計を使っていいわけ。これとは別にそういうような戦略を考えてほしいということですよ。

小田原委員長　　やっぱり再提出した方がいいと思いますよ。もっときちっと整えて。

細野委員　だから、八王子自身の国際戦略から見てこれはどういうふうに位置づけられるから、存続したいし、一般会計からも手当してほしいと、そういう言い方をしてほしいわけ。

菊谷生涯学習スポーツ部長　条例の中に目的とか姿勢をもっと詳細に条文を追加した方がいいかもしれないですね。

細野委員　そうです。だから、僕は目的はと言ったわけ。

小田原委員長　それで御同意を得た方がいいんじゃないですかね。このまま行っちゃうんじゃないくてね。

細野委員　だから、わかりましたよね。それがあれば、僕はこれはオーケーだとしていいんですよ。なぜかという、市長部局が国際戦略をやっているときに、教育委員会はどういう国際戦略を持とうとしているのか。それが見えていないからとっても不満なんです。

齋藤委員　私は、細野先生がおっしゃっていることはよくわかります。ただ、もっと市民感覚から言わせていただくと、いわゆる目的というものを何かすごく広げておいた方がいいような気がするんですよ。せっかくこうやって大切な寄附をいただいたお金ですから、どうやって子どもたちのために役立っていくかというのは、時代によってやっぱりいろいろと変わってくると思うんですよ。何か海外派遣だけにこだわらなくてもいいような、もっと言うならば、そんな感覚すら持ちます。

つまり、何かもっとこここのところの文言をうまく整理して、使える範囲をぐんと広めて、絶えずいろんな皆さんで話し合った結果、うまく有効利用できることを考えていけるようなものになっていけば、もっといいなと感じます。11年間もずっと使えずにいた。時代がやっぱり変わってきてしまっている。そういう状況の中で目的を1つに縛っちゃっているとどこに何か問題があるような感じがします。

小田原委員長　寄附行為そのものは、海外へ青年を送るということがあるわけだから、それを超えちゃいけないんですよ。ただ、何でもいいから使ってくださいという寄附とは違うわけだから。

石川教育長　時代的な背景が違って、当時とすれば、海外に派遣すること自体が目的だったのと思うんですよ。とにかく肌で感じてこいと。

小田原委員長　そうだね。昭和49年だったらね。

石川教育長　ですから、大分それから時間がたって、一方で今に合わなくなっているから、その辺のところを加える形で改めて出し直します。

菊谷生涯学習スポーツ部長 よくわかりました。

小田原委員長 きちんとした形でやっぱり生かすようにして、税金もきちんとそういう意味として皆さんが納得する形でなければ出すべきではない。そういう趣旨ですからね。

では、そういうことで、改めて御提出いただくと。継続ということで。では、これはこのように処理しておきたいと思います。

小田原委員長 それでは、続いて報告事項となりますけれども、順次よろしく願います。

小海学校教育部主幹 それでは、平成18年度高尾山学園児童・生徒数及び学級数について御報告いたします。

お手元の資料をごらんいただきまして、一番右側の欄、平成18年4月の欄をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、18年4月現在の在籍者が93名、6学級となっております。1学年につきましては、小学校8名、2学級。これは、4年生、5年生が在籍者数がないため、複式ということで、4年生と5年生を統合して1学級という形ですので、小学校はトータル2学級ということになっております。中学校につきましては、85名。中学3年生につきましては54名で、2学級ということになっております。

この表にはございませんけれども、93名の内訳中、新規転入者につきましては17名となっております。小学校で2名、中学校で15名というのが内訳です。

平成16年度、そして17年度の同時期と比較しますと、在籍者につきましては、16年度は119名、そして17年度については105名ということですが、こちらにつきましては、それぞれの年度の途中で転入者を受け入れておりますので、最終的には130名なり、128名というような形での在籍者数にはなってございます。

あと、17年度の中学部の卒業生というのは、50名でございます。その50名の進路につきましては、都立高校、これは全日制、昼夜間定時制、定時制、通信制となっておりますけれども、全部で24名。私立の高校が全日制、定時制、通信制合わせまして11名。各種学校、専修学校等につきましては9名。その他、まだ進学先が未定の者、そして声優、例えばテレビのアニメーションの場合にやる声の役者さんですが、そういうところの養成機関に行く者、そして家事手伝い、こういう者を含めまして6名。合計50名の内訳になってございます。

報告の方は以上でございます。

小田原委員長 説明は終わりました。何かご質問ございませんか。

齋藤委員 この一覧表を単純に読みますと、16年、17年、18年と、少数ではありませんが、在籍数が減ってきていると。この読み方は、もちろんだんだん学年がずれてくることでもありますし、卒業していく者、新たに入ってくる者というのがあると思うんですが、単純に数だけの比較で言うと、だんだん不登校児が減っているのだというような読み取り方でもいいんでしょうか。

小海学校教育部主幹 こちらにつきましては、内訳を申し上げますと、それぞれ平成16年度、17年度、18年度で、この当時の数字が119名、105名、93名ということですが、まず16年度当初につきましては、市外からも転入者を受け付けております。これが内訳で申し上げますと、16年度当初、開設当時は市内の者が77名、市外の者が42名とございます。119名の内訳がそういうふうになっております。

それ以降は、年度途中の受け入れも含めて市外からの転入者は今受け入れておりませんので、そうすると、当然市内の者の数だけ申し上げますと、平成16年度は77名、17年度は81名、そして、この18年度は82名というふうになっております。ですから、純粋に対象者を市内に絞ったことにより、大体横ばいというところが現状というふうに思っております。

小田原委員長 横ばいじゃなくて、ふえているというふうにむしろ言えるんじゃないですか。

石川教育長 ここから読み取るよりも、実数を示した方が早いんじゃない。不登校児童・生徒の数は別の統計がありますから。

小海学校教育部主幹 済みません。今申し上げたのは高尾山学園の在籍者数ということですよ。

小田原委員長 つまり、これは、例えば中学2年生がことしの中学3年生になるとふえているでしょう。中学1年生もふえている。中学生1年は6年生が11人になっているわけだね。だから、不登校生の数はふえているんですよ。この数字だけで言えばね。だから、横ばいじゃなくて、高尾山学園に入学というか、進級してくる子どもたちは決して減ってはいない。学年進行で見ていけば。

だから、あと不登校児の実数、ことしはどうだろうね。ことしはまだわからないかもしれないけれども、全国、あるいは東京都全体としては漸減しているのに八王子は変わらなかったり、あるいはむしろ増加傾向にあったんだけど、そこがどうなのかということ。

やはりポイントはそこになってくるだろうと思うね。

小海学校教育部主幹 私どもがとらえているのは、この統計は1年間の数字ということになりますので、17年度はまだ国の調査が行われておりません。ですから、16年度までの数字で申し上げますと、15年度、八王子市では615人がおりました。そして、16年度は613人ということですのでけれども、これは市外の者を除きますと582名ということになりますので、純粋には582名ということです。ですから、わずかに減っているというところが15年度から16年度にかけての数字で、17年度はまだ数字が出ておりません。

小田原委員長 それはだめなんだ。だって、わずかに減っているというのは、トータルとして減っているんだけど、子どもの数はもっと減っているわけだから、不登校児はふえているんですよ。

齋藤委員 つまり、事前資料としてこの数値の一覧表をいただいたんですが、厳しいこと言っちゃおうと、じゃあ、だからどうなんだというふうな感想を得たんですよ。つまり、こういうデータというのは、これから先が問題なんだと思うんですね。単純にこれだけ見せられても、ああ、そうなんですかというだけのことであって、やはり八王子市が特区をとって高尾山学園に取り組んでいるわけですから、高尾山学園の子どもたちの数がふえていることが成功なのか、失敗なのか。ふえていくことがいいことなのか、悪いことなのか。もっとこういうデータの先にある話が大きな問題なんだと思うんですね。

だから、そこのところのデータの方がやはりこういう定例会の中では提示していただきながら、議論を進めていって、高尾山学園をどういうふうに有効にしていくのかということが問題なんだと思うんですよ。あくまでも原点は、子どもたちのために高尾山学園がどういうふうに活用されているんだということが問題なんだと思うんですよ。

小田原委員長 その考えが提示されたと見ていいんじゃないですか。

齋藤委員 これが提示なんですか。

小田原委員長 考えるということで提示されたとむしろ見る。

齋藤委員 私たちが。

小田原委員長 私たちが。

齋藤委員 ああ、なるほど。

石川教育長 分析はまだこれからだろうと思うんですよ。こんな単純な数で分析なんかできっこないわけですから。

小田原委員長 多分そういうことなんだろうな。だから、続きを言えば、先ほど卒業生の進路の数字を挙げられたんだけど、50名卒業生がいて、50名がそれぞれの進路をとっていくという形で卒業していくわけだからね。これが不登校のままで各中学にいたときにはどうなったかということを考えたら、かなりの子どもたちが進学なり、就職なり、それぞれの方向性を見つけているというふうには言えるんじゃないですかね。

だから、それで実際にこの子どもたちの感想が前に出されたんだけど、あれをオープンにできないのかと思ったら、ちょっとできないという話だったんだけど、涙の出るようなエピソードが幾つかありましたよね。だから、この子たちが、もし高尾山学園の高等部なり、補習科みたいのがあれば、そこにもっと残りたいみたいなことを言う子が出てくるような感じもするのね。どうですかね。だから、そういう部分も考えながら、フォローしていくみたいなことを考えることも含めて、またこれをもとにしたまとめがいずれ出ることを期待しています。

ほかに質問、感想、意見はございますか。

齋藤委員 小田原先生がおっしゃったように、やはりこのデータから私たちも考えて、教育長もおっしゃったように、細かいデータはこれからいろいろとまた事務局の方からも提示されてくる。私たちもこのデータの中から読み取らなければならない宿題なんだというようなことは、ちょっとなるほどと思いました。私もまたもう一回これをよく見ながら、今後、また高尾山学園のことについてはいずれ話し合わなければならない部分がたくさんあると思いますので、よくデータを拾いながら、御意見もそのときにまた言わせていただきます。

ただ、先ほども言ったように、卒業生50人がいい進路をとったということはすばらしいことだなというのは実感として思いました。よかったなというふうに。それはちょっと感想として一言述べさせていただきます。

小田原委員長 この追跡もまた必要だろうしね。さっき教育長もお話があったんだけど、不登校の子どもたちがどのくらいいて、相談学級とか、2つの小学校の方の数だとかがどうなっているのかというのを含めた形での提示の仕方を考えていただきたいと思います。

それでは、指導室からの報告は以上でよろしいですか。

続いて、生涯学習総務課から御報告願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、報告事項の2番になります。はちおうじ出前講座につ

いて御報告します。

まず、資料の4ページをごらんください。一番後ろになります。官公署・企業等については、ことしから東京地方検察庁八王子支部が、新たに21年度から陪審員制度がありますので、裁判員制度についての出前講座があります。

もう1点は、社会福祉協議会から新規で3つほど新たな講座をふやしましたので、市役所編については三澤主査から説明します。

三澤生涯学習総務課主査 私どもから、市の講座について御説明させていただきます。

こちらの資料の1ページのところになります。新規の講座ですが、9番「税金教室」。これは、税務署の各課で行っていましたが、1つにまとめたものでございます。

2ページに行きまして、28番、健康福祉総務課の「より良い保健所政令市をめざして」。続きまして3ページに行きまして、66番、67番、こちらが指導室の「八王子市の不登校対策について」「八王子市の学力向上施策について」、以上4講座が市役所編の新規講座として追加されました。

総講座数は82講座となりまして、昨年度と比べまして1講座の減でございます。こちらは、先ほど申し上げました税務署の講座を4講座から1つの講座にまとめ、窓口を一本化したことによります。

また、17年度の出前講座の実施結果はただいま集計中でございますが、市役所編は16年度よりふえて、約260件ございました。内容としましては、16年度と比較しますと、保健・福祉、安全の分野がふえております。

以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

小田原委員長 ただいまの生涯学習総務課からの報告について御質疑ございませんか。

川上委員 八王子市の学力向上施策の現状について、今ここで内容を少し伺うことはできますか。

朴木指導室統括指導主事 昨年度の例で言いますと、学力向上策について概略の説明、それから、学力向上調査についての中身、少人数授業についてどのような形で進めているかについて、およそ1時間、1回です。

川上委員 向上策って何ですか。

朴木指導室統括指導主事 例えば学力向上調査をどのように活用していくかという、アシスタントティーチャーの配置についてだとか、あるいは特色ある学校づくり、研究校・指定校等の企画提案型、あるいはその他今後の小・中連係プレー等の進め方等について。

川上委員 これは学校からが多いんですか。それとも、市民からですか。

朴木指導室統括指導主事 市民です。

川上委員 ことし初めてですね。

朴木指導室統括指導主事 初めてです。

川上委員 市民対象のサークルとか、グループとかというところへ、要望があれば出かけていくということですね。

朴木指導室統括指導主事 その市民の方が確保した会場に出かけて行って、私たちが御講義申し上げるという形になります。

小田原委員長 出前講座の性格が積極的な形なのか、受け身的な形なのかというところが、出前とはいえ、注文があって出かけていくから出前なんだよね。だから、例えば教育委員会を出前でやろうというのは、向こうから要請がなくて出前で行きましょうというのとはちょっと違うんだよね。

齋藤委員 報告事項ということなんですが、この出前講座は、私なんかは地域の人間として利用もさせていただいて、なかなかおもしろい話も聞いていて有効だなと思っているんですが、今、詳しいデータはこれからだと言いましたけれども、大体全体で260件ぐらいの使用があったということなんですが、教育関係のところを見ますと、教育と、歴史と、生涯学習という講座なのかな。この3つの大きなセクションのところをざっと数えますと17講座ぐらいあるんですが、これの使用はいわゆるどうですか。ほかと比べて教育関係は比較的多いのか。

小田原委員長 圧倒的に多いんじゃないですか。

齋藤委員 ほかと比べて、そういう260の件数と比べたときにどうなのかなと。

米山生涯学習総務課長 いろいろ理由はあると思いますけれども、教育関係は、例えば公民館とか、各種講座とか、そういうのをやっておりますので、逆に言えば、そういう部分で市の例えば郷土資料館の運営について知りたいとか、そういう歴史講座とかをやっておりますが、なかなか要望がないのが実は実態で、平成17年度で言いますと、教育関係は154件中1件なんですね。多いのは環境、保健・福祉、子育て、安全という部分が多いです。

小田原委員長 暮らしに関係するテーマが多いんだよね。年金だとかね。

米山生涯学習総務課長 はい。そうですね。

齋藤委員 1件であるということが、今、小田原先生もおっしゃったように、出前という

ことから考えると、もっともっと利用してもらえるようにPRをしていって、こういうこともやっていますよということで、どんどん利用していただくことがふえていくことがいいのか悪いのかというところが、これもまた問題ではあるかと思うんですが、ただ、1件というのはちょっと寂しいですね。

米山生涯学習総務課長　　ちょっと分析はかけていないんですけども、実は年度によって、平成16年度は17件あったんですね。だから、世の中で社会問題になっているときには、そういった市民の興味関心が高まって、出前講座要請ということになります。ですから、そういう時代的な皆さんの興味関心が多少影響してくるのかなとは分析はかけております。ただ、基本的に多いのはやはり環境、子育てというのはどうしても毎年多いです。

小田原委員長　　身近なところだからね。

米山生涯学習総務課長　　はい。身近なところで。

小田原委員長　　わからないところを教えてというふうな話になると思うんだよね。川上先生が聞いた学力向上策なんていうのは、実は、インターネットを見ればわかる話だよ。だから、もっとほかのことを入れればよかったんです。インターネットを見ればわかりますよなんていう話をしてくるんじゃなくて、もうちょっとね。

川上委員　　本質的なところを伝えていかなければ、今やっている制度を話しても意味がない。

小田原委員長　　意味がないんだよね、実はね。だから、僕が心配なのは「耐震補強で安全な学校づくり」なんて話をしているで大丈夫なのかな。むしろ、心配だ、心配だということをおこななければならないんじゃないか。全国平均に対して八王子はどうなのかといったら、変わらないでしょう。少しいいかな。

齋藤委員　　周知とPRの仕方もいろいろとあるかと思うんですが、私がちょっと勘違いしているのかわかりませんが、例えば教育の中の69番の「子どもの心が見えますか」というのは、センターの海野さんが非常に一生懸命講演をなされていて、私も何度も聞いていますよ。結構なかなかおもしろい話ですよ。かつ、昨年、たしか中学校PTA連合会が海野さんをお呼びして、講演をいただいてから、そのままパネルディスカッションに移って、そのままパネラーとしても残っていただいて、御意見をいただいたという経緯があるかと思うんですよ。

そういうのも当然流れとして、言葉が悪いかな、利用すると言っちゃおかしいのかもしれないけれども、お願いの仕方によれば、そのままお願いできる可能性もあるわけじゃな

いですか。もしそういうものもあるのであるならば、ただ出前講座だけではなくて、その前後の何かプランニングの中では協力する体制もありますよというようなところも、こういうお知らせの中のどこか一角にでもつけておけば、ああ、そうか、そういうお願いもできるのかというようなね。

ただ講座というだけではなくて、いわゆるパネラーとして来ていただけないとか、そういうようなところにも参加していきますよというような姿勢があると、より市民に対して親切であり、広がってくるんじゃないかなという感じがしますけれども、どうでしょうか。

小田原委員長 それは、だけど、出前講座と違うんじゃないの。

齋藤委員 それはもう特例なの。

小田原委員長 いや、だから、パネラーで出て、職員が出ていくのと、それはたまたまドッキングした形なんだろうと思いますけれども、だって、クッキーをつくるようなのもあれば、いろんなのがあるわけで、体験型だとか、出前講座というのは講座という名前がついているけれども、それは大学の公開講座なんかと同じ性格のものだろうと思うんですね。

川上委員 こういうものは、やはり周知の仕方と、何とかこっちに向かせるという結構テクニックのところがあるかもしれませんね。ただ、講座を用意していますよと待っていても絶対に来ませんから、それこそ地域の団体とか何かに声をかけて、みんなが知っているわけではないですから、結構おもしろいものがあればやっていただく。

米山生涯学習総務課長 基本的には各所管で必要な啓発とか、シンポジウムとか、そういう講座は設けている部分があります。この出前講座については、市民の方々に10名ぐらい集まって、こんな市政を知りたいとか、そういう気楽なところに行くってあげますよというのが大前提で、組織的にきちんとやろうとする、やっぱり講師を呼んだりというのはちょっと出前講座は異にするわけなんですね。ただ、市民の茶の間に入り込みましようというのが出前講座の大きな意図ですので、積極的にPRはかけていきたいと思えます。

小田原委員長 たまたま教育の上に国際があるんだけど、「なあに？」とか、「めざして」とかというのに対して、教育の方は「何々について」というんじゃない、ちょっと行ってみようかなというのは少なくなるんじゃないですか。

川上委員 タイトルが一番難しい。もう少しだけ感じがいいですね。

小田原委員長　では、よろしゅうございますか。

では、生涯学習総務課の方の報告は終わりということで、よろしく願いいたします。

ほかに何か報告する事項等ございますか。

石垣学校教育部長　教育総務課と指導室の方から報告が3件ございますので、各所管から報告をさせていただきます。

望月教育総務課長　防災行政無線を使用しました、子どもの見守りを呼びかける音楽の放送につきまして御報告いたします。

この放送は、小学生の下校時間帯に防災行政無線を使用して、子どもの見守りへの協力を呼びかけるということで、新学期の通常授業も始まりました今週の月曜日、10日から1学期の終了まで当面毎日ということで、午後1時半に防災行政無線を使ってメロディーを流しています。このメロディーというのは、八王子市の出身松任谷由実さんの「守ってあげたい」という曲をメロディーで流すというものでございます。

現在、八王子市では子どもたちの帰宅の合図ともなっておりますけれども、4月から5時になりましたが、それから冬場は4時ということで、「夕焼け小焼け」は毎日放送して、小学校、中学校の指導でも、外で遊んでいる場合、自宅に帰るよというような形にもなっております防災無線に加えて、この1時半の子どもの見守りのきっかけとして放送しようということで始めております。毎日放送しまして、2学期以降につきましては、市民の皆さんの反響とか反応を見ながら、また実施方法については考えていきたいというふうに思っております。

これ以外の新学期を迎えての取り組みといたしまして、年度末に1つは行ったことですが、前回の定例会でも御報告いたしましたけれども、毎日ボランティアとして安全のために御尽力いただいている方を教育委員会表彰ということで、教育委員会にお越しいただきまして、教育長の方から感謝の言葉と労をねぎらうということで、若干の記念の品を差し上げまして、引き続きボランティアの活動に取り組んでいただくことについて願いをしたところでございます。

それから、ことしの新1年生から、防犯ブザーについて全員に、今まで貸与という意味でやっておりましたけれども、給付というふうに差し上げることにいたしました。ことしの新1年生からというところちょっと語弊があるんですけれども、前年度末に在校生についても今まで貸与していたものを給付に切り替えて、例えば小学校6年が修了しても、いわゆる中学3年を卒業しても、そのままお持ちくださいということで給付にすると同時に、ま

だ持っていない方がいればということで、在校生についても全部配布したということをした上で、ことしの新1年生については全員防犯ブザーを給付いたしました。

それとあわせて、これは教育委員会の予算ではないんですけれども、他の部の予算でランドセルカバーをつくっているんですけれども、これに職員の提案で、これは新1年生に毎年配っているんですけれども、「防犯ブザー携帯中」というものをランドセルにつけて、抑止効果を高めようということをやっております。

それから、この4月に向けた犬の登録、注射などの関係で登録が4月の段階であるんですけれども、犬の散歩をしながらパトロールをしていただくということで、その登録時に来た方にリーフレットを渡して、子どもの安全のために下校時間帯等の散歩を依頼しました。そのリーフレットをつくって、お願いしたところでございます。

新学期を迎えて、幾つかの取り組みを御紹介させていただきましたけれども、これから地域ぐるみの安全体制を継続していくために、いろんな職員からも提案をもらっていますけれども、引き続き取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

小田原委員長　ただいまの報告はいろいろありましたけれども、どうぞ。

齋藤委員　当然これだけのことをやるには、いろんな方からいろんな意見が出て始めたことだと思いますし、事前にファクスの方でもこういうのが始まるということで御連絡をいただいて、ありがとうございました。当然出た意見だと思いますけれども、全く逆の視野から考えますと、変質者にも子どもの下校時間だということを教えることにもなるわけですよね。このあたりの見方というのは、いろんなところで意見が出る。

とりあえず1カ月やってみて、いろんな反応が恐らく市民から寄せられてくるんだと思いますが、そのあたりをうまくクリアしながら、個人的に私は、なかなかやさしいメロデーで、私の自宅にもよく聞こえていますけれども、いい感じだなというふうには受けとめています。いい方に向いてくれればいいなというふうには思いますが、必ず何か起こすときにはその反対の意見というものも当然出てきて、何かの苦情みたいな形でここに出てくるということは想定されますよね。そのあたりのところは受け入れ体制は十分だとは思いますが、今後どういうふうに対応していくのかということまで考えておく必要性があるかと思えます。

小田原委員長　「夕焼け小焼け」というのは、帰宅を促すためにやっているの。

望月教育総務課長　1つは、防災行政無線が常にテストとして流していくということが一番最大の目的です。それを何時に流すかというときに、そういった目的も兼ねようかとい

うところから始まったというふうに聞いております。

小田原委員長 「夕焼け小焼け」が鳴ったから、さあ、お手手つないで帰ろうというふうになっているの。

望月教育総務課長 学校便りですとか、それから夏休みに入るとかというときに、やはりそういったことを学校側のメッセージとして鳴らしているのが多いですね。また放課後、この子どもの安全の問題が課題になっているときに、学校からの便りの中では、保護者向けにも、外で遊んでいてもその時間に帰るようにするとか、子どもに対してもそういうことで指示しているということで、うまく活用はしているかなと思います。ただ、それが実際にどの程度帰っているかというのはちょっとわかりません。

小田原委員長 うまくいっているというのに僕はひっかかっているんだけど、このうまくいっているのは、毎日やっているわけでしょう。今回は月から金曜日までなんですよね。土日やらないのは何なんだと。やらない方がいいのかどうか。これは実際聞いていてどうですか。土日はやらない方がむしろいい。月曜日から金曜日に鳴った方が、ああそうかと感じるところがある。

齋藤委員 これについては、これからでしょうね。意味合いが、下校時の子どもたちの見守りという意味で始まっているんですが、少なくとも「夕焼け小焼け」は私は一市民としてかなり市民には浸透していると思いますよ。我々大人も、ああ、もう5時だとか、4時半だというのは、あれが鳴るとふと思いますものね。非常に私なんかは役立っているし、これもうまく浸透してくれば、ああ、子どもたちの下校時間だな、大丈夫かなというようになっていくんじゃないかなという感じはしていますけれども、いい方に私は考えています。

小田原委員長 だから、むしろこれは大人向けだよな。

齋藤委員 大人向けです。これは大人向けだと思います。

小田原委員長 経費的にはどうなんですか。

志萱教育総務課主査 これを実施するに当たっての費用は、日本音楽著作権協会、J A S R A C と呼ばれていますが、そちらの方に防災無線の機械に登録する際の複製権の著作権料が210円発生しました。それだけです。あとは電気代です。

小田原委員長 これを駅前の大型画面に何秒間か流すとかというのをやろうと思っても、それは難しいんですか。

川上委員 J A S R A C の関係は、いろんな用途に使うと同じ曲でも金額は高くなります

からね。今回の用途は防災ですから、本当にほんの小額だったんですが、これが例えば営業だったら何十万、何百万ということになってくるんじゃないですか。

小田原委員長 ユーミンの宣伝になっちゃうと、またまずいということにもなるんだな。

川上委員 ただ、その曲を知らない人間もいますから、そういう意味に聞こえるかどうかというのももちろん少し差はあるというふうには思いますけれども、この曲は何なんだろうねと。ただ、こういうふうになりますので、この宣伝効果はすごくよかったのではないかなと思います。

小田原委員長 著作権だとか、そういう問題がなければ、お金がかかっても、大画面で流すとかというようなことはもっと有効かなという感じはするよね。この意味がある感じがするからね。まあ、材料として御検討を。

志萱教育総務課主査 今回のJASRACの著作権料については、非営利で聴取料を取らないということであれば、著作権が発生しない。ただ、放送と我々は今言ってしまうけれども、こういう著作権法的な解釈としては演奏だと。放送というとまた別に著作権料が発生してきますけれども、市の特殊な施設を使って市が演奏している。ワイヤレスマイクで流しているようなものですけれども、演奏という解釈で目的用除外となっています。

小田原委員長 では、どうもありがとうございました。

続いて、指導室。

岡本学校教育部参事 まず1点目は、17年度の卒業式、それから18年度の入学式でございますけれども、一応会場設営、式進行等適切に全校行われまして、職務命令違反等の職務事故は一切ございませんでした。これで16年度の卒業式からずっとそのような状況がなく、適切に進行されているというふうには今はとらえておりますので、教育委員の先生方にも学校の方に出向いていただきまして、ごあいさつをちょうだいしたりしました。また、教育総務課の方でも当日の様子についてプリントで今回収めておりますので、それらによってまた状況等を詳しく把握してまいりたいと思っておりますけれども、一応状況について御報告申し上げます。

以上でございます。

小田原委員長 入学式、卒業式にいらっちゃって、何か感想はございましたか。

齋藤委員 ちょっと私もいろいろと意見を言ってしまった経緯もあろうかと思いますが、ただ読むのではなくて、前後にいろいろとつけさせてくださいという話で、最近はそれもいいですよという形でお知らせが来ますよね。問題は、そのために学校側にどんなことを

特徴として話してもらいたいかというのを学校にどうも行政の方から依頼文を出している。これはある副校長からの雑談の中で出た話ですが、それを副校長が一生懸命、非常に時間がない中で作っている。言い方はちょっと極論になりますけれども、学校の特徴を出せということになるから、かなり式典の準備等で忙しい中、一生懸命学校の特徴を書いて送り返すと。ところが、来る方は全く読んでくれない。

それを言った副校長は、私が言ったらば、齋藤委員が初めてだと。私はつけ加えさせて読ませていただいていますので、絶えず前後に必ず特徴のことを言わせていただいて、本音もいろいろと申し上げたり、いろいろとお話しさせていただいているもので、初めてであって、あれだけ一生懸命出しているのに、だれも何も言ってくれない。どうせ何も言ってくれないんだったら、何で出させるんだというような話が一応あったんですね。

だから、せっかく副校長に特徴として提出させているのであるならば、いろいろと言っただけの方に、その学校の特徴について一言つけ加えてくださいということをもっとお願いした方がいいんじゃないですか。ただ読んでいるだけで終わるとというのは、私は本当につまらないと思っているんですよ。ちっとも子どもたちにも伝わらないし、保護者にも伝わらない。

小田原委員長 それは、また言うことになるんだけど、まず最初の話からいくと、その副校長というのは能力がないんです。

齋藤委員 言われると思ったので、余り私は言わなかったんですけどもね。

小田原委員長 そんな自分の学校の特徴を書くのに、それを大変だなんて言うのであれば、やっぱりやめていただきたい。

それから、せっかく書いたのに言ってくれないといったら、言うべき材料じゃないものが書かれているのではないかと思います。そういう場で言わなきゃいけないというのがあるんだったら、やっぱり言うと思いますよ。だけれども、私は、あえて言わなきゃいけないというのはそんなになかった。だから、あえていろいろ校長の話の聞いたりして突っ込んでみましたけれども、こんなのはどこの学校でもやっていることを本校の特徴だなんて言えるかという話ですよ。

それから、読んでいただけじゃ味もそっけもないと言うけれども、中身はやっぱり聞かすべきものを持っているんだから、それは聞く方の問題じゃないですかね。味もそっけもないものを全部読ませるようなことを私たちがさせているのかといったら、僕は絶対そんなことはないと思いますよ。

川上委員 私も卒業式2回、入学式2回と合計4回行きまして、結果的にそうだったんですけども、文章だけ読んだというのは、1校だけありました。もちろん今の文章の中にいろいろ言葉を変えながら加えたり、それから、とじた後で余裕があればお話をしたりということはしたんですけども、あれは相当時間がかかるんですよ。特色を入れて、この文章のどこのところにどう入れようかというふうに考えたら、一晩は必ずかかってしまうというふうにね。そうやってしようと思いました。入れてくださったのも結構です。ただ、1カ所だけでは、入れていって準備していたところが、校長先生が、後で子どもたちの担任の言葉で言いますということと特色が重なったので、要するに結果的に抜かしてしまったということはあるんですね。

あの文章を読んで、本当にきちんと伝えようとして読むならば、一応は整っている。1カ所どこかおかしくて、それを読んでおかしいなと思いながら、次も使ってしまったことはありましたけれども、ですから、吟味した文章をどう読むかということにもつながってくると。そうなったときに、今おっしゃった、校長先生にわざわざそれを出してもらっているんだって言う言わないとというのは、向こう側にも悪いなというふうに思うことは思うんですね。だから、ここにこういうフレーズが入れられるよみたいな文章をつくるといういかもしれませんね。ここに入れたらいいか、ここに入れたらいいか、相当苦労して入れましたから。

小田原委員長 難しいと思いますよね。

川上委員 祝辞は一応完成した文章になっていますよね。ですから、お祝いの言葉で、そこへ何か入れようと思うとやはり難しいのと、それから、一応委員会が終わって、私として言おうというところのタイミングがうまくできないとか、いろいろのことがあると思うんです。だから、こういうふうにしなきゃいけないというんじゃないで、その場に一番よいようにその判断をしていただく。ただ、この間の卒業式の方は、議会もあったので、まだなれていらっしゃらない若い方もいらしたと思うんですが、その人はただただ読んで、ただ棒読みしたんじゃない、やっぱり本当に伝わらない部分があるのかもしれない。

小田原委員長 教育委員会告示なんかを読むだけだって一向に構わない。昔は紙で配っていたようなこともあるわけだからね。

川上委員 でも、顔があるんですからね。

小田原委員長 だから、そこは市役所の幹部職員であれば、それくらいは。

川上委員 わかりますよね。

小田原委員長 わざわざペーパーが入っていれば、むげに何も触れないんじゃないくて、何か一言言ってやろうぐらいに考えてくれたんだろうというのが、多分皆さんの考えだろうと思うんだけどね。

望月教育総務課長 昨年度から始めた手法でございます。

小田原委員長 それは齋藤委員がいろいろ言っているから、入れなきゃいけないといって考えた結果だろうと思いますけどね。

望月教育総務課長 おっしゃるように、副校長先生だけでなく、例えばこちらの管理職としても、どういうあいさつをするかということについてもっとトレーニングしていかなきゃいけないなというふうに思います。そういったことで、また学校教育部で全管理職に依頼しているんですけども、そういった趣旨も入れて、できるだけやっぱり自分で考えて、学校の特色をしゃべれるようなものにして下さいというようなこともあわせて、要請も続けていきたいと思えます。

小田原委員長 学校の特色というのは、校長先生がほとんど言うだけだから、またあえて言うことがあるかということもありますけれどもね。後で子どもたちが言うよなんていう話もあるわけでしょう。

齋藤委員 いつもこの話になるといろいろと討議になっちゃって、時間がもったいないですから、もういいことはいいんですが、やはり八王子もこれだけ大きなまちで、小学校だってもう70校近くあって、本当に山の奥からニュータウンのところまであるわけですから、私は、いつも言っているとおり、そこは全部同じ文章でただ棒読みで読むだけというものについては、私は反対なんです。

ただ、これは考え方として、一つのあいさつではないんだということからすれば、じゃあ、私はどうしているかということ、私はもう読んじゃうんです。一生懸命それは心を込めて読んじゃうのは読んじゃうんです。読み終わってから、つけ加えさせていただきたいということで、後から自分の感想ないし学校の特徴、ないし子どもたちに一生懸命訴えるようなことを短くですけども、つけ加えさせていただいている。だから、文面の中でどこかで入れているということは私はしていません。それは小田原先生からもそういう意見を言われているので、これは一応あいさつではないんだという気持ちで読んでいます。

私も、これについて内容は非常に完成度が高いと私も思っています。だから、これはこれで読んで、もう読み終わってからつけ加えさせていただきたいという形で感想を述べています。やっぱり子どもたちの顔を見ながら、学校のそれぞれの特色というのは私はつけ

加えていただきたい。やるのであるならば、そうやって文章を提出させているのであるならば、一言でいいんですよね。ちょっと言ってあげることがやっぱり礼儀だというふうに私は感じていますがね。それは、ある方は話す。学校が一生懸命出しているにもかかわらず、全然何も言わない。棒読みで帰っていかれる。それはやっぱりちょっと悲しい。今後のやり方というものをある程度話しておいた方がいいんじゃないかなと私は思うんですけども。

小田原委員長 それは、だから、卒業式、入学式に齋藤委員とってお呼ばれされて行く形であれば、齋藤委員が好きなようなことをしゃべるとするのは、僕はそれはそれで当然のことだと思うんですけども、そうじゃなくて、教育委員会として行くということであるならば、それは個別に招待された方とは違うと思うんですよ。

だから、今、最善の形としてこういう形でやっているんだろうと思うんだけど、だから、教育委員会として行ったのに、余分なことを言うというんだったら、それはやめてくださいという話だって逆に出てくるはずなんですよ。そこをどう考えるかというふうにしていかないと、今の話というのはもっと別な話になっちゃう。

齋藤委員 読むものはとりあえずしっかり読むわけです。それでもいけないんですか。

小田原委員長 いや、だから、読むものの中にむしろ入れるべきだという話にもなっちゃうわけ。そこは、だから、もうちょっと議論が必要になってくるだろうと思うんです。全然別な話をするというふうになると、教育委員として来ていただいているのであって、齋藤委員に御招待しているという、呼ぶ方はそういうふうにして呼んでいないからね。多分招待状を出しているわけだから、そこはもうちょっと皆さんと議論して、どういうふうにするかというのは考えていただきたい。

齋藤委員 ちょっとよろしいでしょうか。わかりました。このことについては余り長く議論していても、これは堂々めぐりのような気がするんですが、きょう言いたかったのは、学校にそういうものを提出させているということを私は初めて知ったんですよ。ですから、あれを学校側が書いて出しているということを知らなかったんです。事務局の方々が何か学校の特徴というのをつくるベース等があって、その中から抜粋したものを送ってくださっているのだと思っていたんですが、実はそうじゃないということでしたから、ちょっと今つけ加えさせていただいたんですよ。

だから、事務局の方でも学校の特徴というのは当然つかんでいるわけですよ。その中の一部のものをファクスを送っていただくなり、それでいいんだったら、その方がいいんで

すけれども、わざわざ学校の方に一言つけ加える可能性があるから、特徴を出せとって提出させておいて、結果的にだれも何も言わないというのは、ちょっとどうなのかという意見を言わせていただいたということなんです。そこはちょっとはっきりさせた方がいいんじゃないですか。

岡本学校教育部参事 当然指導主事を中心とした指導室なり、教育総務課の各自がそれぞれ点検いたしまして、当然つかんでいる情報の中で、学校に聞かないまでもわかっている情報というのはたくさんあると思いますので、その辺は整理していきたいと思います。

小田原委員長 でも、書かせたから、それについて触れなきゃいけないかといったら、それじゃ、みんな言わなきゃいけないという話になってしまうんですよ。

だから、書いて、それを言ってくれないから、恨みつらみを言うというのはちょっと筋違いだと思う。そんなのを言う、言わないというのは任せられている話なんですから。

川上委員 この話はもういいですか。

小田原委員長 そうですね。

川上委員 その他で、この間、ある学校の卒業式とか入学式に行ったところでの話なんですけど、だいたいが体育館でやっていますよね。体育館というのは体育館履きというものを別に準備させますよね。ですから、私も、スリッパじゃ寒いだろうということで、ゴム底のを別に買って持っていったんです。ところが、PTA会長さんはヒールを履いていたんですね。しかも、壇上に上って、あいさつをしたんです。よその学校のPTA会長さんなんか来賓で呼ばれていたんですけども、皆さん上履きを履いていたんですが、この方はハイヒールだった。それに対しての何の注意もないというのは、やっぱり教育の現場で、子どもたちが体育館ではどのようにしなきゃいけないかという、勉強をする場で、PTAの会長さんが、ヒールを履いて、壇上からカタンカタンおりてくるって、少し違うんじゃないかと。今のことと全然関係ないですけども、少し考えさせられたものですから。

小田原委員長 PTAの会長さんがミュールを履いているんですか。

川上委員 ミュールを履いて階段をおりてきたんですよ。おしゃれしていらっしやいますから、スリッパじゃ合わないんですけども、それに合わせたお靴だったんでしょうけれども、ぴかぴかの体育館にそれで入ってくる神経の人というか、それが、だから現場はもう私には理解できなかった。まさか式の途中で私も言うわけにできなかったんですけども、ちょっとそういうことも大事かなという気がします。

石垣学校教育部長 その点につきましては、学校の部分についてはシートをつけるとかと

いう形でない限りは、本来下履きで入れないということになっておりますので、そのところはまた校長先生の方に状況を把握したりしながら、次の対応を考えていきたいなと思っております。

石川教育長 難しい話ですけれども、私なんかは、やっぱりモーニングを着てあいうところに出るわけなので、スリッパというわけにもいかないから、私は新しい靴を買って、それ専用に使いましたけれども、そのくらいのことはしているんじゃないかとは思いますが、まさか外で履いているのをそのまま使うということはないと。

川上委員 でも、ヒールの場合は傷がつく。新しい靴で上履き用になさるのは当然なんですけれども。

齋藤委員 私もきのう実は役所に来たときに、望月さんに重箱の隅のようなことだから、わざわざそれは発言しませんけどという形で、実は同じような話をちょっとおいたんですよね。ことしについてはなかったんですが、私、昨年行った小学校では、先生の方でもちょっとやはり新入生に対しておしゃれしていますよね。ですから、こんなヒールではなかったですが、ちょっとおしゃれのようなブーツを履かれている先生はいらっしゃいましたよ。

川上委員 学校というところは、物の本当の意味をちゃんと教えるべきところなので、やっぱりそういうことは指摘した方がいい。

それから、もう1つつけ加えさせていただければ、先生方が壇上に乗って職員を紹介するところがあるんですね。お式ですよ。式服まではいかないまでも、ある程度の式に対するけじめの服装ってありませんか。それと、壇上に乗って紹介されるときに、こうやってそのままおじぎしてみたいなところというお作法も、何だかちょっとびっくりするようなことがございました。

小田原委員長 それはきちんとやった方がいいんじゃないですか。

川上委員 子どもたちがよくあってほしい、よくわかるための自分はいつもきちんとその場で、もちろんプライベートでも構いませんけれども、知っていなきゃいけないというのが、教育の現場にある者ではないのかなというふうに思うので、とてもびっくりいたしました。とてもきちんとした学校もありました。ですから、私の行った4校のうちのどこかです。

小田原委員長 セレモニーという部分と、そうでない部分との区別がつかないんですよ。

川上委員 そうですね。けじめのつかない人たちが育ってしまった。教員がそうですもの。

びっくりしました。

石川教育長　それで、そういうけじめがつかない教職員がいるものですから、都立高校の場合には、校長たちに、このとおりに指導してくださいよということを言っているんですが、あれは市教委にはまだない。

岡本学校教育部参事　市教委の平成15年度の通知の中にも、適正な服装でというような表現はしていますので、靴とか、そういうもろもろを含めたものに入っていると思いますけれども。

川上委員　だから、今の人たちは、ちゃんとした格好とか、適正な格好というのがわかっていないので、私の大学の学生なんかもおかしな格好をしていましたけれども、そういうことをもう少し、だからこういうふうにしなさいというのではないと思いますけれども。

小田原委員長　やっぱり校長の指導じゃないですかね。学校の雰囲気だろうと思いますよ。それで、川上先生が指摘されたような教員が壇上に上がるような入学式、卒業式というのはやっぱりおかしいんでしょうね。

ほかにどうですか。いいですか。

では、引き続き指導室お願いします。

岡本学校教育部参事　お手元に「教育職員等の勤務時間の割振りの要件の緩和について」という資料、一枚物で裏表になっているものがございますので、担当の新井主査の方から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

新井指導室主査　それでは、平成18年4月1日付をもちまして、東京都の教育職員等の勤務時間条例が改正をされまして、以下のようになっておりますので、御説明をいたします。内容的には勤務時間の割り振りの要件が緩和されたということでございます。

まず1つとして、今まで週休日の変更というのは1日単位でしか行えなかったわけなんですけれども、これを半日単位で勤務時間を割り振ることが可能になったこと。

それから2番目として、週休日の変更及び新しく可能になりました半日勤務時間の割り振りの変更について、その変更先のかわりに休む日の設定が、今までは前後2カ月の範囲内というふうな規定だったんですが、これが前2カ月、あと4カ月の範囲内で可能になったということ。

3点目として、教育職員の場合には、週休日の変更を命ずることができる職務の内容というのが限定的に限られているわけなんですけれども、今までの理由に加えて、補習・補講を行う。要は、希望する生徒のみに対する補習・補講を行うような場合であっても、週

休日の変更及び半日勤務時間の割り振りが可能になったという、この3点でございます。

これによって、例えば今までできなかったことで新しくできるようになるということについては、週休日である土曜日に参加を希望する生徒のみを対象とした補講・補習を行いまして、当然翌週教員が休んでしまえば授業に支障が出るわけですので、そのかわりの教員の休日を大分先の長期休業期間中まで持っていくということが可能になります。

ただ、無制限に行えるということではなくて、当然労働基準法の定める労働の最低基準、これは具体的に申し上げますと、4週間の間には最低4日間の週休日が必要であること、それから、連続して勤務させられるのは24日までであること。この大きく2点でございますが、これには従う必要がございます。

また、東京都の指針としましては、補講・補習を行う場合には、年間の実施計画を策定して、その計画に従ってやっていく必要があるということでございます。今後、市教委としては、このことによりまして学校の自由度が高まるわけでございますので、この制度を有効に活用してよりよい充実した学校経営をしていただくよう、各校長に対して通知するとともに、指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

小田原委員長 この件について御質疑ございませんか。

齋藤委員 ちょっと教えてください。今の言葉の中に、生徒が希望すればという言葉にちょっとひっかかったんですが、生徒が希望しなければ、土曜日は何もできない。

新井指導室主査 教育課程に位置づけられて、全児童生徒を対象として、例えば学校崩壊のような形で授業を行うということについては、もともと改正前から認められておりました。ですので、それは可能でございます。それに加えて、新たに生徒全員を対象ではなくて、参加を希望する生徒のみを対象にした補講・補習のようなものであってもこれからは可能になると、そういうことでございます。

齋藤委員 ちょっと確認ですが、そうすると、例えば学校行事はいろんな行事がありますよね。例えばPTA総会であるとかはだめなの。ちょっとそここのところを聞いたかったんですが、地域の青少対か何かの主催する何かとか、そういうものを土曜日に半日やりましょうと。それについては先生方に御協力を得たいといったときには、もう答えが出ちゃった、先にぼんと言われちゃったけれども、これはだめなんですか。

小田原委員長 これは、学校における教育活動のことなんですよ。

石川教育長 ただ、工夫すれば幾らでもできるんですよ。PTA総会をそこに入れておい

て、ほかの教育活動をやればいいんですよ。

小田原委員長 授業参観日にしてやるとか、いろいろなものがあるんだよ。

石川教育長 その中でできる話ですね。

小田原委員長 今の話の延長で言えば、生徒が希望するといっても、校長が認める場合でしょう。

新井指導室主査 はい、そうです。

小田原委員長 だから、人数が少ないか多いかというのは、もう校長の判断だということだよな。

ほかによろしいですかね。

齋藤委員 これについては随分言い続けてきて、石川先生にも随分いろいろと言われてきたことで、私なんかはすごいうれしいというか、何かやっぱり言い続けることというのはすごいことだなと。どなたかいろんな力を持たれている方がいろいろと言い続けてこうなったのだろうなと思いますけれども、非常に今、小田原先生も言われたように、有効利用されていくといいなと思います。私は、この制度によってかなり学校が変わってくるんじゃないかなという期待を持っていますけどね。八王子の市教委としてもしっかり指導して、有効にこの制度を利用していきたい。それはもう指導主事の方々がしっかりと見ていってもらって、有効利用を期待します。

小田原委員長 今の齋藤委員の発言でいえば、どこかの区と同じように土曜日を何とかしろみたいな話になりかねないんだけど、そこはそうしないで、それぞれの学校でそれぞれの特徴づけにこういうのがなっていくだろうと思いますのでね。

岡本学校教育部参事 当然教育課程の編制は、校長を中心とした学校の中でさまざまな協議の中で、子どもたちの学習のために必要な授業をしていくことに対して有効に活用していく。そういう点で私どもは対応していきたいと思います。

齋藤委員 ちょっとつけ加えておくと、当然現場の先生方からいろんな意見が出ると思いますよね。やり方もうまくやっていると、これはもう学校長が相当慎重に現場の先生方とよく話し合っとうまくやっていく。これに尽きるとは思いますけどね。また、小学校と中学校ではこの受けとめ方は全然違うと思います。恐らく歓迎ムードの中学校と、大反対の小学校というイメージが私はするんですけどね。間違っているかどうかわかりませんが、そこら辺はやっぱり学校長の裁量でしょうね。慎重に先生方とよく話し合っとうまくやっていたきたいという意味です。ちょっと私が言葉が足りなかったら、つけ加え

させていただきます。

小田原委員長 部活動とかなんとかというのは別の体系ですから、これとは違いますからね。

「引き続き24日を超えない」というのはどういう意味があるんですか。

岡本学校教育部参事 毎4週間で、28日ございますので、28日の中に土日のどちらかは、週休で1日ぐらいは休めるようにして、24日は確保するよということでございます。

新井指導室主査 労働基準法上では、毎4週ごとに最低4日間の休日を設けなければいけないという規定がございまして、例えば土曜、日曜を続けて4時間、4時間の勤務を割り振って、ずっと勤務をさせた場合であっても、25日目にいってしまいますと、毎4週で休みが3日になってしまいますので、24日を続けて勤務した場合には、28日のうちの残り4日間を休日に当てなくてはいけない。ちょっと言葉で説明するのは難しいんですけども、毎4週間ごとに最低4日の週休日を設けるという趣旨でございます。

小田原委員長 わかりました。では、よろしゅうございますか。

以上で公開での審議が終わりになりますけれども、委員の方から何かございますか。

齋藤委員 かなり時間が押しちゃっているんで、気にしながらの発言なんですけれども、1件は新聞の報道から。また1社だけにこだわっちゃいけないというのはわかるんですが、もう1件は、私、テレビのニュースから耳で聞いたものですから、どこまでが正しいのかわからないんですが、ちょっと気になっているのは、まず品川が小中一貫校を全区でこの春からスタートしたということですよね。

小中一貫については、私なんかは賛成派なんですけど、ただ、やはりいろんなメリット、デメリットがあるでしょうから、このあたりは慎重に、品川あたりが先に始まることですから、前にもお話ししたときに情報を得ていきましょうというようなお話であったと。もう春からスタートしたわけですけども、どんどん時間は過ぎていってしまいますので、市教委としてこのあたりの情報をどのあたりを分析して持たれているのか。まだ始まったばかりですから、これからどういう形で分析をしていくのかなという姿勢を持たれているのかどうかということが1点。

もう1つは、これはテレビのニュースだったために、私はしっかりとした情報としては手元にないんですが、杉並区が小学校の教員を区の費用で道場を開いて育てていき、かつ、そこで育てた教員は優先的に杉並区の方で採用していくというようなニュースが流れたと

のように私は聞き取っちゃったんですが、もしこれが事実だとするならば、それってありなのかなと。いわゆる市区町村というのは我々八王子市も同じなわけですが、八王子市で独自の教員を育てていって、優先的に八王子市がもし採用できるということになると、これはかなり注目しながらやっていかなきゃならないんじゃないかなというふうには思ったんです。

2つの話というのは非常に密接に関連していると思うんですけども、区が独自で行っているものについてどの程度、品川区は当然特区をとっているということは存じていますけれども、どのあたりのことまで都教委が許しているのか。許しているのかというのは言い方がおかしいかな。そのあたりについては、八王子市もこういう情報はいち早くつかみながら、市教委としてのいわゆる独自の行動というか、いいものはどんどん採用していくとか、見ていった方がいいように思うんですけども、そのあたりは情報を何かつかんでいらっしゃるかどうかが。突然言ってもいけないと思ひまして、それできのうちょっと望月さんの方に、何か情報等があつてつかめているようであるならば、お話をお伺いしたいということで御連絡をしておったんですが、もし教えていただければ。

朴木指導室統括指導主事 品川区は、今年度から日野第二小学校、中学校を2つ統合しまして、日野学園として小中一貫校を開校いたしました。これらの動きは、残り3校においても一貫校をつくる予定です。また、品川区については、全区的にそれぞれのやる気のある学校同士が集まった、小中一貫がやれるのであれば、そういう小中一貫校としてやっていくと。特区は全区的にとっておりますので、どの学校でも小中一貫校がやることは可能です。

そんなところから、本市も、本年度から小中連携教育指定校というのを、今のところ3組、加住小・中、それからみなみ野小・中、七国小・中において、小中連携教育について研究を進めてまいります。そんな関係から、指導主事は私以外全員が日野学園へ、小学校の方ですけども、12月に視察をし、どのような方向になっているかという情報は得ております。中学校の方は視察を拒んでいたという経緯があります。ただ、これは体制が整わないし、全国的に余りにも多過ぎるということで、体制がとりにくいということで断っていたということです。

ただ、私が、大学の組織マネジメント研修の中で、2月に1週間ほど筑波に行かせていただいたときに、第二日野学園の中学部の校長先生がそのことについて発表してくださいましたので、小学校、中学校とも情報は得ている状況です。

少し教員に関係あるところでございますけれども、小中一貫校日野学園の場合においては、教員の発令はその学園に対して勤務を命ずるという発令をしておりますので、どの教員も基本的には小学校へ、中学校へという交流はできます。そういう業務発令のような形で出されております。小学校の教員が免許さえ持っていれば、中学校の教科を教えられる。中学校の教員が小学校の免許を持っていれば、そのまま教えられるというようなことを都に申し出をして、許可を得て、そして両方の学校が教えられるようになっています。

また、区独自で教員を小中一貫に関して雇用している部分がございます。これは中学部が小学部に行っている間に教員の体制上補充が必要な場合が出てまいります。その場合の補充の講師を非常勤で雇えるような環境づくりをしたのが、品川区の教員の加配のやり方です。区独自で非常勤の講師を扱えます。

雑駁ですが、これが品川区の方の今の現状でございます。

それから、杉並区の場合では、実は昨年度の閣議決定の中で、特区の市町村費負担教職員任用事業が閣議で全国展開される。つまり、今は政令指定都市だけが独自に採用権を持っております。それ以外の市にもそういう権限を持たせていこうということがございましたので、これを閣議決定した段階から杉並区はその動きをとり、「杉並師範館」というのを設立しまして、今年度からその塾生を募集しています。土日30日程度そこに行くことによって、来年度、平成19年度から杉並区が採用した区独自の教員ですか、こういうのが認められる方向になると。

これは、4月1日の教員の任用の法律が変わったということで、これができるようになったというのを見越して昨年度から準備して、今年度から塾生を募集し、塾が開校したということになります。齋藤委員おっしゃったように、区独自の教員採用ができる方向でのことでございます。

全国的には今、東京都が教師養成塾、これはもともと東京都は採用権を持っておりますので、大学4年次、3年次のときから教師養成塾を大学推薦で行っております。そのほかに、同じようにやっているのは京都市がやっております。それに加えて、人口52万人の杉並区がそれぐらいの規模で区独自の採用を始めようという制度でございます。

以上です。

齋藤委員　　ということは、つまり、八王子市が行うとしても、これから先の話はまた細野先生がいるときに詳しく話すとして、可能なわけですね。

朴木指導室統括指導主事　　この制度を活用すれば、市が環境を整え、予算をつければ、そ

ういう方向にもなります。

齋藤委員 優先的に育てた教師を採用できると。

朴木指導室統括指導主事 優先的にというか、それを前提につくりますから。

小田原委員長 そのかわり、ほかの区には出せない。区市が独自でやっていく。これは、定数に関する法律があって、それにかわったのが引き金にはなっているだろうと思うんですが、行く行くは定数が変わらない。現在もそうですけれども、定数は40人で教員1人というふうになっているんだけれども、学級数が変えられるんだよね。そこで教員が必要になったら、任命権のあるところでは教員を独自に、国の予算は上げないけれども、県単位、あるいは政令都市単位で採用ができるように法律が変わったんじゃないかな。

朴木指導室統括指導主事 はい。給与負担法の一部改正によって、標準定数法の定数枠外について自治体独自で教員採用が可能となったというような、今委員長がおっしゃったような法律改正です。

小田原委員長 それを受けた区市が今度できるというその段階なんですよ。将来は市町村に任命権がおりてくるだろうから、その流れの1つだというふうに見ていいんじゃないですかね。

齋藤委員 品川区の小中一貫については、そうやっっているいろいろと訪問もして下さっているということで、また随時いろいろと今後の資料をいただきながら話し合えばいいとして、今の杉並の話というのは、そうすると、八王子でも独自に育て、独自に採用していくという制度ができるということであれば、今後、この教育委員会の定例会でもいろいろと話し合っていくべき内容であろうと私は個人的に思いますが、事務局の代表として教育長は、どうお考えですか。

石川教育長 非常に難しい問題を含んでいると私は思っているんですね。そんな簡単な話ではないんですよ。お金さえあればできるという、まあ、お金があればできることはできるんですけども、これだけの広い市域ですから、八王子の中だけで異動するわけですから、要するに八王子という世界しか知らないわけですよ。今、伝統的に県単位で、東京都で採用していますから、いろんなところで動けるわけだけれども、それをとにかく八王子の中だけでしかやれないという問題が出てきますね。やっぱり教員をそういう視野の狭い中だけで育てていったいいのとかというその一番大きな問題があるので、それはそんなに単純ではないかもしれない。

中核市以上でやるという認識のもとで、ではそのほかの小さな市町村はどうするのかと

いったら、やっぱりあるグループをつくっていくと。例えば多摩市なら、できるのは八王子とか、町田、府中ぐらいで、あとはみんな次々連合体みたいなものをつくって、そこで共同で採用して、育成をして、異動もその中でやるんだろうと思いますけれども、八王子は単独でやれますから、もう異動はないわけです。ずうっとどんな教員であろうと八王子の中で育てていく、そういう話もある。ですから、そんな単純な話ではないんでしょうね。

小田原委員長 公立の学校がたくさんある。百幾つあることを考えたら、余り乗らない話だなと。ただ、流れは、市町村に分権の流れというのは来ているわけだから、これからまた変わっていくような感じがするんだけど。

石川教育長 もう1つ、私はこれも難しいなと思うのは、要するに独自の採用になるんですが、試験日は全然ばらばらです。地域のいいところとか、交通の便のいいところはたくさん集まると思うんですよ。日が違うわけですから、当然幾つも受けられますよね。だから、採用の数というものも非常に難しいだろうし、果たして八王子を選んでもくれるか、ほかも幾つも受かったけれども、八王子を選んでもくれる人がどのくらいいるのか。

やっぱり私なんかは、委員長もそうなんですけれども、東京都の人事をやってきていて、感じているんだけど、八王子はなかなか希望してくれる人がいない。そういう今までの実態からすると、非常に難しい問題があるなというふうには思っていますね。

小田原委員長 室長、実際にことしの数で言える部分があれば言った方がいいんじゃないですか。教員の八王子から外へ出るのを希望した数と、他区市から八王子を希望していた数。それがあれば。

岡本学校教育部参事 ちょっと済みません。ないです。

小田原委員長 私の経験から言うと、八王子とか江戸川というのは、出るのが100だったら、入るのが50しかいない。あと50をどうするかというのは大変だったんですよ。だから、新採が八王子は多いのはそういう理由もあるんです。そういうことを考えると、杉並と同じように考えることは非常に難しいだろうというのはありますね。

齋藤委員 私も自分で投げかけたわけなんですけれども、今の教育長の話だとか、委員長の話をもう一度よくかみしめながら、私なりにもまたいろいろと考えて発言させていただきたいと思っております。きのう、望月さんといろいろとお話しさせていただいた中でも、やはりこういうのは教育だけじゃなくて、八王子市というまちづくりというものにも絡んでくると思うんですよ。

やっぱり今、小田原先生もおっしゃったように、このまちで教員としてずっとやってい

きたいというような、いいまちをつくっていくということが、やはり大きくいろんなことで絡んでくるのだろうというような話もして、そうだなと私も思いました。だから、非常に大きな話になってしまうと思うんですが、私は、やっぱり理想としては、この八王子市で生まれ育って、また八王子のことをよく知った、八王子の生え抜きのすばらしい若者たちが八王子の教員になりたい。そこで一生懸命やりたいというようなまちになっていって、いい先生が育っていったらすばらしいなというふうには思っています。

だから、そのためには、非常におもしろい第一歩が杉並で始まったということのをいいきっかけにして見守っていきながら、これからもちょっと自分なりの勉強をした意見は言っていきたいというふうには思っています。きょうはちょっとそのあたりのことを質問したかったんです。私は、たまたまテレビのニュースだけだったものですから、ちょっとわからなかったんです。聞き逃した部分もあって、確認もとりたかったこともありましたが、よくわかりました。いろいろとありがとうございました。

岡本学校教育部参事 リーフレットも杉並区は発行してしまして、師範館のホームページも出て、そこに詳しく組織まで出ています。

小田原委員長 品川の話で言えば、品川はこういうことも言っているんじゃないですか。今、もう既に全部の小中学校が小中一貫校ですと言っているんじゃない。言っているでしょう。それはもう併設型の形で小中一貫校と言っているんだよね。その3校を1校だけにじゃなくてね。

齋藤委員 それはそうですね。

小田原委員長 独自に教員を養成して採用するというのは非常に難しいと思っているんだけど、その話とは別に、八王子の先生方が、自分たちが力をつけていかなきゃいけないというふうにはやっぱり思っていますので、それに対してある校長の集まりのときに、師範館じゃなくて、桑の梓の館ね、桑梓館とか、桑梓塾とかと名前を勝手に私がつけて、それで教員が研修を、八王子独自の教員として育っていくようなことを考えようと呼びかけたんだけど、だれも乗ってこなかったから、頭の中だけに入れておいて、もうちょっと時期を待とうなんていうふうには思っているんですけども、そういう名前を僕自身言っていたんだけど、師範館とか、養成塾とか、東京都とか杉並区がやっちゃったので、やられたなと思っているんだけどね。いずれそんなようなことで、今いる教員をさらに高めていくというようなことは早急に考えていかなきゃいけないだろうとは思っていますよ。これは教育長がいつも言っている話だと思いますよ。

もう塾とかというような形、館とかというような形でやっていかないと、単なる教育センターとかというような研修だとだめだなと。

川上委員 本質的なところがわかっていただくようなあり方でないと、

岡本学校教育部参事 若手教員研修ということで、昨年度から八王子市では初任者研修から4年次に当たる教員までを研修体系を整備しているところです。初任者研修は国の悉皆研修としてございますけれども、昨年度から2年次の研修に、これは特に小学校ではブロックごとに校長会が中心になって、その教員の授業力を高めるような研修を進めております。

川上委員 人間力とかもですか。

小田原委員長 人間力とか、最近、品格という言葉がはやっているんですね。品格ある教員ですね。

岡本学校教育部参事 2年次研修が終えたときにそのような品格の話題も出てきました。通所研修も一緒にやりますので、その中で今のことは含められるかというふうに考えます。

小田原委員長 では、よろしゅうございますか。ほかに。

齋藤委員 もう1つ。これはお答えは結構です。これもやっぱり新聞の記事から、読売新聞なんですが、4月2日の記事に、小学校でも今度理科助手を、来年度ですか、2007年度から全国の小学校に配置することを文部科学省が決定したというふうに書いてあるんですが、今配ったのが全く同じ記事ですけども、初年度というと、つまり来年度になるわけですが、約1割に当たる2,000校でスタートするというふうに記事に書いてあります。

そうなってくると、これは国の予算で小学校に理科助手がついてくるということになってくると、私は専攻が理科だったものですから、本当に小学校あたりの理科助手の必要性というのはすごく高く感じているんですね。やっぱり理科の先生はなかなか大変ですよ。それはまた指導力不足といろいろな話が出てきちゃうかもしれませんが、せっかくこういう制度があるんだったらば、いち早く動いていた方がいいと思います。全国で2,000校といたら、八王子に一体来るのかどうかという話になってしまうのだと思いますが、早くから動きを見せておいて、私は、これは個人的な意見ですが、せっかく配置していただけるものであるならば、もう初年度からたくさんもらって、早く小学校の方にも加配ができるようになるといいなとは思っています。素早い対応が必要だと思いますので、これはお答えとかは、貴重な時間ですから、とにかく私からのお願いで、この記事を読む限りでは、

早く活動は動き始めた方がいいなというふうに思いました。

小田原委員長 僕の考えは逆なんですよ。こんなことをして助手を雇って、その先生が授業をやって、じゃあ、子どもたちが楽しい授業になりましたなんて言うかと思えば、それはなりませんよ。

齋藤委員 そうですかね。

小田原委員長 助手を雇って楽をしようというだけの話なんですよ。理科が苦手な教員なら理科なんか教えちゃだめなんですよ。だったら教員をやめてほしいという話なんですよ。小学校の全科の教員というならば、こんなことを言っているのはだめなの。助手を雇って金をかけるんだったら、理科の専科の教員をふやすことを考えるべきなんですよ。こう私は思います。文科省の言うことを余り信用しない方がいいんじゃないですか。

齋藤委員 ちょっとその意見で言うならば、私も専科の先生がふえることは、最終的にその方がいいと思いますよ。ただ、それがいつも言っているように大変なことであるということですから、せめて先生方にいい理科助手の方がつくということは、悪い選択ではないと私は思っているんです。最終的にはもちろん専科の先生が来ることがベストですよ。

小田原委員長 いい理科助手になるんだったら、その人が理科の教員になって来てもらった方がいいんですよ。と僕は思う。

齋藤委員 それは私も同感ですが。

小田原委員長 要らないですね。

齋藤委員 要らないと言っちゃうんですか。

小田原委員長 要りません。そんなこと言ったら、理科を教える教員が育つかというと、育たないと思う。そんなのに甘えちゃだめだとむしろ言って、もっと勉強したいんだったら、勉強してこいということはやってもいいと思う。

齋藤委員 そうすると、真っ二つに今意見が分かれていますから、このあたりはまた何かうまい会議が持てて話し合えれば、それでいいと思います。

朴木指導室統括指導主事 これについては、読売新聞以外で記事が出ているのを私たちは見つかりませんでした。それから、文科省のホームページでもまだここら辺は、少し早かったんじゃないかなと思います。19年度の予算の概算要求をこれからしていくということです。

齋藤委員 全然話がないんですか。

小田原委員長 これは計画の中で盛られている話だと思いますよ。

朴木指導室統括指導主事　　少しよく調べてみたいと思いますし、また、平成15年には小学校の教員は、小教研に理科部というのがございますけれども、ここは実験とか、これから化学薬品の扱いだとかというものは、1年間通して基礎的授業はきちんと身につけなければいけない、安全には気をつけなければいけないという研修を続けており、小教研の総会にも発表しております。16年度、17年度には、そういう実験や能力を高めるような研修も用意してあります。今のところ、本市においては、そういう教員を一層育てる方向で進んでおります。

石川教育長　　本当にこうやって対症療法ばかりやるわけですよ。こんなことをやっているのは、私は絶対だめだと思っていますよ。それよりも、今、理科離れなんていうことを言われているけれども、教員に理数の好きな人を入れなきゃだめですよ。あるいは、好きでなくても、やってきた人ですね。かつての教員試験というのは全教科あったわけですよ。それが今ほとんどない中で教員免許が取れるわけですから、そこにメスを入れない限り、こんなのはどんどん低下する一方ですよ。これはやっぱり教員になるという受験生に対しては、それをきちんとした受験科目に指定して勉強させなかったら、どんどん理科離れが進んでいく一方ですよ。こうやって対症療法だけやっているわけですから、こんなのはだめだって。

小田原委員長　　そうすると、教員養成系が人数が減っちゃうんですよ。0.何倍になっちゃうんですよ。

石川教育長　　専科にするかね。

小田原委員長　　専科にするか、あるいは、全科の教員に理科の全部の研修、勉強を課すとか、やってもらうとかというふうにやらないと、だって、理科部会の先生が理科の何かをやったってだめなんだよね。そういうことも含めてちょっと議論していきましょう。齋藤委員の言うのは全く僕は否定はしませんから。

石川教育長　　資源のない日本が人材を育成するんだといたって、こういう小手先のことばかりやっている。もうちょっとやっぱりお金をかけて、基本的部分に力を入れていかないとだめだと思うんですよ。

川上委員　　教育のあり方の話になってしまいますが、物の意味がわからなかったり、自分が一つずつ積み重ねて経験するというを自分から求めていかないような教育がいろんな場面で見受けられるので、その結果が先生にまで来ちゃっているわけで、校長先生なんかとお話しすると、足りないことがよくわかるんですけども、じゃあ、どうしましょう

と具体的に何かしていく方法が今お持ちでないみたいなんです。ですから、できるだけ多くの先生方にお話を伺って、どういうふうなお考えかを伺ってみたいというふうに思っているんですけども。

小田原委員長 話としては、人がいない、時間がない、金がないという話にすぐなっちゃうんですよね。そういう中で、昔の先生の話をしちゃいけないけれども、昔の先生は、じゃあ、時間がないといったら、寝ないで夜やっていたりしていたわけだよ。寝ないでやれと言ったら怒られちゃうから、今言えなくなっちゃっているけど。

川上委員 ですから、自分もそうでしょうけれども、どういうふうに思っているか、ちょっとわからない。

小田原委員長 皆さんなんかは、きょうに備えて、きっと寝ないでやっているわけでしょう。だから、そういうふうなのを先生方も、校長先生もというふうに思うんだけど、余り言うと差し障りがありますので。

川上委員 少しずつよくなっていくんじゃないですか。よいものを本当によいというところを探していかないと、本当にだめになりそうですね。

でも、八王子の研修は大丈夫なんですよね。これからもいいと思ったら、何でもトライしてみましようよ。

小田原委員長 新年度になったら早く終わろうと誓いを立てたんですけども、申しわけないです。時間かかっておりますけれども、では、よろしゅうございますか。

では、ないようですので、ここで暫時休憩ということにしたいと思います。

【午後 4 時 3 9 分休憩】